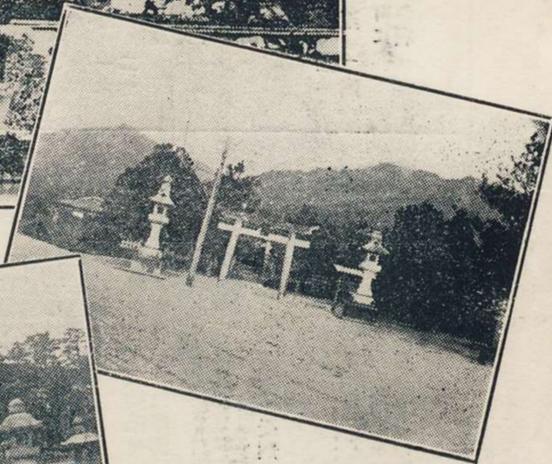


# 報月萩

號 十 二 第



號 月 一 十 年 四 和 昭



行 發 町 萩 縣 口 山



### 庶 般 行 政

#### ◎神宮式年遷宮祭

神宮式年遷宮に屬する 皇大神宮遷御の當日十月二日及 豊受大神宮遷御の當日十月五日兩日共町内各神社に於ては神宮奉齊の赤誠を捧げ區民は最寄の神社に參拜し町長代理町書記は受持を定め町内の各神社に參拜奉賀の誠意を表せり。

#### ◎閑院大宮並若宮兩殿下

##### 萩町御成録事

大津郡下に於ける工兵特別大演習御視察の砌本町に御成のことに決定するや黒崎本縣知事は十月八日大津郡より來萩林町長金子助役向原萩警察署長の案内に依り御休憩所となる毛利公爵別邸を視察し即日歸廳し其の後町當局に於ても種々奉迎送の打合せ準

備を整へ十月十七日林町長及金子助役は土木課長と共に御成御通路を検分し萬遺憾なきを期したり

#### ◎閑院大宮並若宮兩殿下

##### 萩町御成當日

光榮に輝く十月十八日は萩町三萬二千餘民舉つて兩宮殿下の御成を待ち奉りたる當日なり。午前六時を以て煙火二發を打揚げ一般に注意を促し各戸は國旗を掲げて敬意を表す是より先林町長は自動車に依り大津郡向津具村川尻に於ける海陸兩軍聯合の演習地まで 兩殿下を御迎へ申上げ午前十一時御着一時間前の煙火二發を合圖に奉迎の男女老幼は玉江東端より御許町丁字路に至る約十町の間道路の北側に町内各學校處女會在郷軍人會青年團青年訓練所生徒消防組一般有志の順序に塔列し又萩町公會堂前より毛利

公別邸に至る間道路の西側には地方一般の有志塔列して奉迎す御入町の煙火と共に御一行の自動車八台御先驅はサイドカー第一自動車にて黒崎本縣知事御先導申上げ第二自動車には兩宮殿下御軍服にて御同乗御附の武官萩町長之に隨從し奉迎者に對しては親しく舉手御會釋を賜ひ零時二十五分御休憩所毛利公別邸に入らせらる斯くして御晝餐を攝せられ午後一時三十分同邸御發松陰神社に御着社前に於て黒崎知事より「向ふに居ります藤本瀧江は大正十五年今上陛下が攝政宮殿下におはせし當時萩町に行啓遊ばされたる際御説明を申上げた者で御座います今回も同人より御説明を申上げさせます」とて兩殿下に御紹介申上げ次で杉相次郎氏夫妻を松陰先生の遺族として御引合せありそれより松下村塾、幽囚室等詳細御視察藤本書記に對し種々の御下問ありて御感慨深かりき一時五十分伊藤博文公舊宅御著説明御聴取の後内務省を御覽遊されよも此の舊宅が保存された此の建物は幾何年位經過して居るかとの御下問に對し藤本書記より「よくは分りませんが凡そ百二三十年は經過して居りませう」と申上げると若宮殿下は「随分

古い建物だなア」と仰せらる一時五十六分伊藤公舊宅御發松本新道筋より東光寺門前通御松本市より椿東校門前小畑の府縣道を一略越ヶ濱明神の池に向せられ二時二十分御著説明御聴取の後御手づから游魚に餌を與へさせられ池の面積や魚の種類繁殖方法又は笠山の高き寒熱兩帶植物の名稱等御下問あり「他に例の無い池である」と仰せられたり二時三十分御發雁島橋より吉田町田町筋堀内猫ノ丁より舊城趾に御入り東園台に於て菊ヶ濱台場等の御説明を申上げ綱廣公の稻の親裁及び東園の説明を申上ぐるど「東園を崩したことは惜しいことであつた又此の城は何年頃取り壊したか」との御下問に對し廢藩置縣の際他藩に率先して取り壊したる旨言上致すと「それは感心なことだ」と申されたり花江亭御覽の上三時十分御發本町通唐樋町右折町役場前より三時十五分明倫小學校本門に入御明倫館碑の説明を聞召され講堂玄關前に於て記念の爲兩宮殿下の御尊影を拜寫すそれより水泳池並に聖賢堂の説明を聞き召され「此の木主は貴重なるものた大切にするがよい」と仰せられ校内に於ける青年訓練所生徒、幼稚園兒、明倫校

尋常科一、二學年兒童校庭に於ける縣會議員町會議員、區長、區長代理、將校會員、軍人分會長、公傷病兵、有位帶勳者、高等官各官衛長、阿武郡内各町村長、學校長、赤十字社員、醫師會員、愛國婦人會員、神官、僧侶、新聞記者等の奉迎送者に御會釋遊され敬身堂内に於て明倫館古圖並に明治維新功臣地圖に就て詳細御聽取になり堂内に於て暫く御休憩、平瀬、土井兩少將及林萩町長に單獨拜謁を賜ふ町長として閑院宮殿下より單獨の拜謁を許されたることは萩町長を以て嚆矢と聞く是れ實に三萬萩町民の光榮なりと謂ふべし

次て敬身堂出御有備館前に於て館の説明を聞し召され最後の御別れに際し殿下は藤本書記に對し「松下村塾より明倫館趾に至るまで數々の史蹟に就て詳細に有益なる説明を爲し呉れて有難ふこれらの史蹟はよく保存せよ御苦勞であつた」と御丁寧なる御言葉を賜はり酒肴料を下賜さる四時十五分同校御發東門より兩殿下共御機嫌御麗しく再び自動車に召され三萬町民の熱誠なる奉送裡に萩町御出發元帥宮殿下は大津郡古市へ若宮殿下は同郡人丸峠の御假泊所へ夫

たる職員兒童に對し舉手の御答禮を賜りつゝ御英姿颯爽として西正門より玄關を経て千秋園に入らせらる明倫館碑聖賢堂水練池敬身堂有備館等を御巡覽の上午後四時東門を出でさせられ本校職員兒童の熱誠を籠めたる奉送裡に御機嫌いと麗しく大津郡の御泊所へ還御ありたり因に本校に在りては特に御聽許を得て講堂前水練池及運動場の三箇所に於て御寫眞撮影を爲し此の光榮を永遠に記念することとせり

◎閑院宮兩殿下へ献上品

十月十八日萩町へ御成の際萩町物産を献上し御採納に相成りたるもの左の如し  
閑院宮載仁親王殿下へ献上品

- 萩焼獅子置物 萩町長
- 萩焼抹茶々碗 一個 岡田政右衛門
- 萩の譽 一箱 久繼富之進
- 萩の友 一箱 中村正
- 萩の節 一箱 中村九一
- 萩の蒲鉾 二十枚 萩蒲鉾業組合長 綾木市藏

れど御歸還遊されたり。萩町長は萩町を代表して兩殿下を各御旅館まで奉送申上げ萩町御成の御禮を言上し直に引還したり  
因に萩町在住の福田陸軍中將及寺島貴族院議員は御休憩所毛利公別邸に於て御陪食仰付らる

◎明倫校の 閑院宮殿下 奉迎送

閑院大宮若宮兩殿下萩町御視察の砌特に明倫小學校へ御成のこととなりたるにより十月十一日より十七日までを特に精進週間として職員兒童共赤誠を捧げ精神の緊張身体の健康に留意し校舎内外の清淨整頓に努め各教室には殿下の御寫眞繪畫等を掲げて御高德に關する訓話を爲す等只管光榮の日を待ち奉り翌十月十八日午後三時三十分に至り宮附武官陸軍騎兵中佐和田由恭全小島吉藏砲兵大尉橋本秀信宮内屬平田輝吉全千國四郎の各隨員並に軍事參議官陸軍大將井上幾太郎全副官陸軍航空兵大尉河村孝三郎の諸氏を従へさせられ本校南側新道に御迎へ申上げ

- 閑院宮春仁王殿下へ献上品
- 萩焼布袋置物 萩町長
  - 夏橙ジャム 一打 吉村梅吉

◎黒崎本縣知事より 林萩町長へ謝狀

十月十八日 閑院宮殿下萩町御成に就て 黒崎本縣知事より林萩町長へ宛左の通挨拶狀を送り來れり

拜啓時下益々御清榮奉賀候陳者今回 閑院宮兩殿下萩町御視察の際は種々御配意相煩候處町民各位の熱成に依り萬事滞りなく奉仕することを得難有奉深謝候殊に兩殿下萩町御視察は始の御事とて一段御感興深く終始御満足の御様子に拜せられ感激の至に不堪候  
先は不取敢御挨拶を兼ね御禮申上度如斯御座候  
追て關係者一同へよろしく御傳言相煩度申添候  
十月三十日 敬具

山口縣知事 黒崎 眞也  
萩町長 林 勇 輔 殿

◎萩町區長集會

十月十二日午前九時より町公會堂に於て區長集會開催、出席區長九十六名。開會劈頭左記町長の挨拶に引續き別記 閑院宮殿下萩町御成に關する件外二十七件を協議し午後三時半閉會したり。

◎區長集會に於ける町長の挨拶

本日をして昭和四年第三回に當る區長集會を開催し各位と懇談を遂ぐるの機會を得たることを感謝し各位は過る九月一日を以て萩町の區長たる榮職を荷はれたることは同慶の至に堪へず茲に敬意を表すると同時に今後公私共に御懇情を仰ぐ次第なり 各位は一面に於て萩町の名譽職員たり又他の一面に於ては町長の分身として其の區内に關する町長の事

須らく全部を舉げて諸種の副業に之を傾注すべく不斷の御努力を望むものなり 其の筋に於て指示せられたる教化總動員のことは時機に適したる舉措なりと認むるに依り舉町一致を以て國民精神の作興を圖り率て以て經濟生活の改善を期せむとす而して本町に於ては業に既に是等二大目的の施設に關し現に夫々實行中に在れども舉國一致舉縣一致を以て之を高唱せらるゝ好機に際し一層其の實行力をして的確のものたらしめ益國力の培養に資せむとす各位は別項に示す本町の實行事項に付區内全般に之を普及勵行せしめられ有終の美を濟すべく努力あらむことを望む 納税の矯弊に關しては特に各位の御配慮を煩はしたるものあるに拘らず不幸にして未だ其の効績を認むるに至らず爲に本町の冗費を節省することを得ざるは眞に遺憾に堪へざる所なり願ふに是等の滞納者は納税の行爲を以て憲法上二大義務の一たることを理解せざるに因るものなるべきを以て各位に於て豫め滞納の常弊者に就き懇切なる注意を興へらるること、せば完納の美風を馴致するが如きは差したる難事に

務を補助する職權を有せらるゝものなるを以て萩町勢の進展如何は懸つて各位並不肖町長の双肩に在りと謂はざるべからず前任期の區長各位に於ても是等の事情を諒得せられ熱誠を以て區内の共存共榮に努められたる結果近時自治の趨勢著しく進展し來り三萬町民の信賴益厚きを加ふるに至れるは感奮措く能はざると同時に今後は更に町自治事務の面目を一新し其の恩儀に酬ふんことを期しつゝあり各位に於ても倍層の厚意を惜まれませんして不肖町長以下多數の町吏員を指導誘掖せられ相倚り相俟つて萩町勢の進運に寄與せられむことを希望して己まざるものなり 吾萩町を工業都市たらしむるに付ては其の前提として町民の全體を通じ職業氣分を喚起せざるべからざるに鑑み不肖萩町長に就職以來主として家庭向雜工業を普及すべく獎勵中の所之亦各位の深甚なる御配慮に依り豫想外の好成绩を贏ち得たるは同慶の至に堪へず然りと雖凡そ事業を獎勵する場合其の指導の衝に當る者に於て職業を尊重すべき範を示すに非ざれば不知不識の裡其の事業を放擲する者あるを免れず各位は特に此の點に留意せられ現在の餘剩勞力は

非ざるべきを信ず格別の御盡力を望む 曩に區長役場へ配付したる昭和三年中に於ける萩町勢要覽は萩町現勢の大梗を識る爲其の趨向の概要並統計上の數字を掲げ町民諸氏をして萩町の現在に通繞せしめ凭を以て愛町の精神を旺盛ならしめむが爲なり各位は此の趣旨を諒とせられ機會ある毎に宜しく指導啓發に努められむことを冀ふ 以上は今回の集會に當り特に各位の御留意を煩さむとするものなり其の他時事問題に關しては別記提出事項に就き協賛を經ることゝすべし尙ほ過般本郡町村長集會の際に於ける本縣知事の訓示等參考となるべきものを添付せり御清覽ありたし

昭和四年十月十二日

萩町長 林 勇 輔

◎萩町區長集會協議事項

- 一、閑院宮殿下萩町御視察に關する件 庶務課
- 二、教化總動員に關する件

- 三、時局匡救に關する講演會開催の件
- 四、自治懇談會開催の件
- 五、區長役場事務の配布の件
- 六、衛生組合設置に關する件
- 七、狂犬病豫防に關する件
- 八、故田中男爵葬儀舉行に關する件

勸業課

- 一、米麥品種改良統一に關する件
- 二、穀物検査に關する件
- 三、畜牛改良生産獎勵に關する件
- 四、副業の振興に關する件
- 五、小作獎勵會又は地主小作協調組合設立に關する件

- 六、町立工業傳習所傘骨傳習生募集に關する件
- 七、滿洲輸入組合聯合會事務取扱に關する件
- 八、軍用手袋編機械工手應募者勧誘に關する件
- 九、十人以上の従業員を使用する工場商店等調査に關する件
- 十、蔬菜促成栽培實演會に關する件
- 十一、機械編網者勧誘に關する件

社會課

- 一、戶主會並主婦會設立に關する件
- 二、戶主會並主婦會聯合會設立に關する件
- 三、方面委員の事業援助に關する件

會計課

- 一、穀物検査收入證紙賣捌に關する件

稅務課

- 一、納稅獎勵に關する件
- 二、縣稅課目課額表配付に關する件
- 三、家屋賃貸價格調査に關する件
- 四、隨時戶數割賦課及構戶者異動調査に關する件
- 一、河川取締に關する件

土木課

◎第八回町會

十月二十四日午後三時より第八回町會を開催。開催に先立ち田中男爵薨去後に關する事項の協議會を開き引續き左記昭和四年度萩町歳入歳出追加更正豫算外十五件を附議し何れも原案の通可決定午後五時

過閉會せり。

- 一、昭和四年度萩町歳入出追加更正豫算
- 一、萩町道路工事請負規程改正の件
- 一、萩町土木建築工事請負規程改正の件
- 一、萩町に於ける物件の賣買貸借及勞力の供給に關する規程改正の件
- 一、萩町水防組規程制定の件
- 一、校地指定申請の件
- 一、土地購入の件
- 一、町有林野の内一部貸付の件
- 一、寄附受理の件(金員二口)
- 一、寄附受理の件(土地三口)
- 一、土地借入の件
- 一、自昭和三年度至昭和五年度小學校營繕費繼續年期及支出方法變更の件

關する件に付學務委員會開催十月三日午前十時より町衙に於て開催

◎阿武郡町村長集會

十月三日午前十時より町衙に於て開催、男爵田中義一閣下薨去に付町村長一同の名を以て田中男爵家に弔電を久原家に對し見舞電報を發し次で實行豫算に關し各町村の意見交換あり其の他數件を協議し正午閉會せり

◎萩町辭令

萩町立魚市場書記補 米原 斌  
依願免本職

澄川 正一

◎十月中に於ける本町各種委員會の開催

十月二十四日午前十時より萩町立白水小學校々地に

任萩町立魚市場書記補  
(各十月三十一日付)

◎叙任及辭令

山口縣書記官正六位 土居 章 平  
任社會局事務官  
叙高等官四等

滋賀縣書記官正六位 下 村 充 義

任山口縣書記官

叙高等官四等

正四位勳一等 福 田 彦 助

叙從三位

◎山口縣一心會萩町分區  
委員委囑

十月一日附を以て山口縣一心會萩町分區委員を委囑せらる

田 中 眞 治	河 村 要 一
堀 田 斷 藏	倉 田 晋 七
磯 部 千 尋	渡 邊 曜 朗
片 山 岩 根	國 司 武 若
齋 藤 金 祐	

□十月中發令の主要法令□

◎國の法規

◎逓信省令第四十號(十月一日)

昭和四年十月六日より左の郵便切手を發行す

八錢五厘切手	刷色	赭黄色
十六錢五厘切手	同	白綠色
十八錢切手	同	空 色

◎萩佛教團幹事長就任

萩町廣雲寺住職楊井報眞師は今回萩町佛教團幹事長に就任せり。

◎萩神職會幹事長就任

縣社春日神社々司津村彦三氏は今回萩町神職會幹事長に就任せり

三十三錢切手 同 灰 色

◎宮内省告示第三十八號(十月六日)

九月三十日午前六時十五分御誕生あらせられたる内親王御名を 和子と命せられ 孝宮と稱せらる

◎萩町告示の主なるもの

- 一、閑院宮殿下御成に關する件
- 一、町會召集の件
- 一、船舶見張所廢止の件
- 一、陪審員候補者抽籤の件
- 一、昭和四年度本町歳入歳出追加更正豫算の件
- 一、萩町道路工事請負規程改正の件
- 一、萩町土木建築工事請負規程改正の件
- 一、萩町に於ける物件の賣買貸借及勞力の供給に關する規程改正の件
- 一、萩町水防組規程制定の件

事項を蒐録せる「區長役場事務の棊」を各區區長役場に配布せり。

◎昭和四年度萩町會議員並  
衆議院議員選舉有權者數

昭和四年九月十五日現在に於ける本町の町會議員並衆議院議員選舉有權者數左の如し

町會議員選舉有權者數	六、四五〇人
衆議院議員選舉有權者數	六、五九一人

内 譯

萩區	樺東區	樺區	山田區	合計
町會議員有權者數二、九四五	一、九四一	九四一	九四一	六、四五六
衆議院議員有權者數三、〇二六	二、〇二〇	五五二	九九三	六、五九二

◎昭和五年歌會始に就て

十月十五日宮内省より左の通發表せらる

御歌所長 子爵 入江爲守

昭和五年歌會始題者點者被仰付

御歌所參候 子爵 町尻量弘  
御歌所參候 外山且正  
昭和五年歌會始奉行被仰付  
次で十月十九日宮内省告示第四十號を以て昭和五年  
歌會始御題左の通仰出さる

海邊 巖  
詠進書式並に其の期限等左の如し  
詠進は一人一首とし昭和四年十二月十五日までに宮  
内省御歌所に差出すべし  
料紙は美濃紙堅詠草五つ折とす。

學 事

◎勳記傳達

今回賞勳局より元小學校教員萩町大字川島松浦良太  
椿東區上田虎之助兩氏に對し勳八等に叙せられたる  
勳記到著したるにより之を傳達したり

◎學校看護婦任免

明倫尋常高等小學校看護婦左の通任免ありたり  
十月三十日附 依願退職 山本リツ

十月三十一日附學校看護婦を命す 阿武ユキエ

◎体育振興に關し文部大臣の訓令

◎文部省令第二十號(十月七日)  
畏くも 天皇陛下には第五回明治神宮體育大會に行  
幸あらせらるべき旨仰出されたる趣宮内大臣より通  
達あり  
今回の行幸は汎く體育御獎勵の 思召に出でさせら

れたるものと拜承し洵に感激措く能はず本邦體育界  
の光榮極めて大なると共に其の責任愈々重きを加ふ  
るものあり當事者は其の學校に在ると民間に在ると  
を問はず一層奮勵努力して體育の合理的發達を圖り  
殊に運動精神の眞義を國民一般に宣揚して体位の向  
上精神の振作に裨益せんことを期すべしただ運動競  
技に熱中するの餘諸種の弊害に陥るが如きは嚴に之  
を警めざるべからず此の如くして體育の獎勵に力む  
ると同時に指導宜しきを制し以て質實剛健なる民風  
を興すは現下の國情に照して最も重要な意義を有  
するものにして今回の優渥なる 思召に答へ奉る所  
以の道なりと信す  
地方長官及學校長は深く 聖旨を畏みて體育の實績  
を擧ぐることに力めらるべし  
昭和四年十月七日 文部大臣 小橋 一太

◎第十五回山口縣體育大會 開催

多數の得點を以て優勝し褒狀及縣體育大會優勝旗、  
故田中大將優勝旗を獲得せり  
褒狀寫次の如し  
褒 狀  
本會主催山口縣體育大會に於て陸上競技の成績  
優秀に付之を授與す  
昭和四年十月十三日  
山口縣教育界總裁正五位勳四等 黑崎眞也  
田中大將優勝旗寄贈の辭寫次の如し  
優勝旗寄贈の辭  
國運の隆昌は國民元氣の旺盛に基し國民元氣の旺盛  
は一に其の身体の健全に因る今や世俗動もすれば儉  
安に流れ懦弱に陥り易し體育を盛にするに非ざれば  
焉んぞ能く時弊を匡救すべけんや是れ運動競技の教  
育訓練に必要な所以なり乃ち爰に體育獎勵の微衷  
を表せんがため山口縣男子中等學校陸上競技大會に  
優勝旗一旒を贈る冀くは前途多望の學生諸子よ大會  
舉行の精神を体して益々奮勵せられんことを  
昭和四年九月

所定の順序に依り競技を終り本校は四十三點の絶對

陸軍大將從二位勳一等功三級男爵田中義一  
(以下省略)

●明倫校秋季運動會開催

十月一日本校運動場に於て第四十五回秋季大運動會を開催せり當日全児童は開會式後直ちに青赤白に分れ各屯所に著き午前八時より運動を開始す七十回に亘る大プログラムは順序滞りなく進行し午後四時審判報告優勝旗授與校長訓辭來賓祝辭等ありて萬歳三唱後無事終了せり此の日は秋晴れにして觀覽者場内に滿ち稀に見る盛況を呈し児童の活躍に一段の光彩を添へたるの感あり

●明倫校選手競技會出場

本校は左記競技大會に當り夫々選手を出場せしめ次の成績を收め得たり  
十月二十日山口師範學校主催縣下學童競技大會に於て

參加校數 十四校  
本校の成績 得點三三點 第二位  
第一位は宇部新川校にして三點の差を以て第二位となる

十月二十七日萩商業學校主催縣下學童競技大會に於て

參加校數 尋常科 十四校  
          高等科 十二校  
本校の成績尋常科 得點五八點 第一位  
          高等科 得點五五點 第一位  
第二位は尋常科宇部新川校三二點  
          高等科椿東校 三二點

●明倫校遷宮祭遙拜式

本校は十月二日午前八時より講堂に於て遷宮祭遙拜式を舉行す校長より遷宮祭に付き訓話あり次て神宮奉頌歌を合唱し午前九時半式を閉ち下校後神社參拜を爲さしめたり

●明倫校の電燈五十週年  
記念理科展覽會

エヂソンの電燈發明後五十週年を記念する爲本校理科部に於ては十月二十一日より三日間電燈の變遷現時に於ける各種の照明電力の活用に関する展覽會を開催し本校児童及一般に公開し大いに裨益する所ありたり

●明倫校の敬老會

本校は毎年秋區内に於ける八十歳以上の高齢者を招待し敬老會を開催するを例とす本年は十月二十二日午後一時半より講堂に於て第十四回敬老會を開催せり高齢者の總數百三十三名にして當日出席者九十一名津村神官金子助役増山三郎の諸氏列席主催者の摺挨に次て延壽祭を行ひ男女各代表玉串拜金子助役の祝辭あり終つて開宴に移り餘興として幼年児童の遊戯を觀覽せしめ和氣滿堂盛會裡に午後四時閉會せり

●明倫小學校來校視察者調

十月中本校に來校視察せる者左の如し  
吳市漫遊團員二十五名 豊浦郡勝山補習學校教員桂廣繁外九名 東京高師助教伊勢田春市 長崎三菱造船所社員四十九名 南滿洲鐵道株式會社設立大石橋小學校長谷口良友 山口縣保安課長下田定一外六名 福島縣師範學校教諭木村源外三十九名 島根縣津和野中學校長外教員二十三名 文部省囑托國府種德 山口縣屬篠崎篤三 山口縣衛生課長杉江四郎外一名 廣島縣甲奴郡上下小學校教員野田茂 吉敷郡二島村助役入江百太郎外五名 廣島高師地理科講習員二十九名 大津郡益習小學校長大田豊美外教員兒童約五十名 下關市高等小學校長田上傳介外教員兒童約七百二十名 吉敷郡二島補習學校教諭齋藤忠篤外生徒二十九名 柳井修德女學校長村上秀象外教員生徒約三十名 廣島縣比婆郡西城小學校教員伊達雅信 山口中村高等女學校教員生徒二十三名

◎ 法人登記

◎ 松陰神社維持會變更

一、理事改任の處昭和四年七月三十一日杉相次郎、渡邊世祐、片山岩根、上山滿之進、瀧口吉良、野村益三、國重政亮、藤井倉太郎、阿武直彦、三輪

産 業

録郎、南方良輔、森田豊吉重任左記の者同日理事に就任せる旨十月十五日官報にて發表さる。

林 勇輔、土井市之進、土井幸槌、金子清一、横山素輔、玉木正之、信國顯治、山本公房、齋藤金祐、坂 秀輔、杉 道助

◎ 山口縣告示第七百七十八號

(十月四日)

阿武郡椿郷東分村後小畑耕地整理組合は其の目的たる事項を完成し耕地整理法第五十三條に依り解散せり

◎ 輸出品紹介懇談會

十月一日午前八時より町衙に於て大連輸入組合事業

◎ 北海道朝鮮視察團報告會

十月十二日午後五時町衙樓上に於て過般北海道朝鮮方面の商工業を視察せる一行の報告會を開催、村田善次郎氏の朝鮮方面に於ける井山藤一氏の北海道方

部主任澤田治三郎氏及萩町出身大連大正洋行大島幸槌氏臨席の下に町内各種製造者を招致して萩町輸出品の紹介方に付懇談會を開催せり

面に於ける有益なる報告談ありて午後八時閉會せり

◎ 第一回萩町桑園立毛品評會

十月十五日より第一回萩町桑園立毛品評會開催出品点数六十七点審査官は塩見山口縣技手佐々木阿武郡農會技手の兩氏にして同月十七日左記入賞者に對し褒賞授與式を舉行せり

一等	椿	三村	清
同	椿 冲原	山田	秀助
二等	椿 東字中津江	中原	太八
同	同 目代	三分	次郎
同	同 推原	原田	虎之丞
同	同 山田殿河内	池永	舛穂
三等	椿 冲原	田村	三槌
同	同	大山	芳雄
同	同	熊谷	孫四郎
同	同	中川	市郎
同	同	荒地	三郎
同	椿 東無田ヶ原	岡崎	勇藏

同	同	田中	清作
同	椿 青海	平川	直景
同	椿 東中津江	金子	宗七
四等	椿 冲原	田村	末五郎
同	同	池田	房一
同	同	林	音五郎
同	同	林	與介
同	同	八道	八十一
同	山 田	中村	忠藏
同	椿 霧口	中原	繁一
同	同 冲原	宗村	貞一
同	同 霧口	中原	與吉
同	椿 東目代	溝部	權槌

◎ 漁業組合協議會

十月二十八日午前十時町衙に於て、越ヶ濱、小畑浦、鶴江浦、玉江浦、各漁業組合役員八名參集し左記事項を協議午後一時散會せり

協議事項

- 一、専用漁場内に於ける組合員外の漁業に關する取締の件
  - 二、禁止漁業其の他浸犯者の取締に關する件
  - 三、水産會より照會に係る漁業税賦課方法等改正に關し意見統一の件
  - 四、遠洋漁業獎勵方法の件
  - 五、其の他各組合より提出事項
- 因に第二項の問題に付ては違犯者に對し各自組合に於て統一的に適當なる制裁方法を定め更に十一月十一日協議會を開催し其の結果を報告することゝなれり

### ◎昭和四年夏秋蠶正繭成績

掃立總枚數 四百八十九枚  
 飼育戸數 二百三十三戸  
 正繭總收量 二千三百九十五貫二百匁  
 正繭賣上代金 壹萬五千四百三十圓四十二錢  
 一戸當平均掃立量 二枚三分餘  
 一戸當平均收繭量 十貫二百八十三匁

### ◎昭和四年拾月中工業傳習所狀況

- 二日 遷宮式年祭に付午前八時遙拜式を行ふ
- 三日 兵庫縣主催副業品共進會に對し竹製品を出品す
- 五日 萩町模型入机卓を萩驛に納む
- 二十四日 大連輸入組合に製作品を發送す製品の主なるもの座敷用屑入、釜敷其の他壹百五十点
- 二十四日 滿鐵消費組合に座敷用紙屑入見本を發送す
- 四日 山口縣立工業試驗場長本所を參觀せらる

### ◎商業登記

◎林鑛業株式會社變更  
 一、取締役吉原伊祐、井上彌七、田阪偕介は昭和四年七月二十五日重任し左記の者同日會社を代表すべき取締役に就任す

吉原伊祐 阿武郡萩町千三百八番屋敷  
 昭和四年七月三十日登記 萩區裁判所  
 (十月九日官報轉載)

### ◎蔬菜促成栽培講習會

山口縣農事試驗場安岡蔬菜園藝指導地在勤の山口縣技手清水一二三氏及同所受託者日田呈次の兩氏を招聘し十月十五日午前九時より萩町主催蔬菜促成栽培の講習會開催第一日は總論並に各論として胡瓜茄子に關し清水技手の講話に次ぎ受託者日田呈次氏は軟白栽培の山椒シヨীগ等に關する實驗を披露し翌十六日は午前中堀内藤井區長宅午後は弘法寺蔬菜園地に於て實地指導を爲し終了せり五十餘名の受講者は終始熱心に斯業の研究に没頭し相當効果を收め得たるを認む

### ◎十月中萩港輸出入貨物調

輸 出

品名	噸量	價格	摘要
杉丸太	二八〇	五、六四七	關東州向
青竹	三八	九六〇	同
罐詰	三	六一〇	同
菓	一	二〇〇	同
木製玩具	一	一三〇	同
竹	一	一五	同
合計	三二四	七、五六二	
品名	噸量	價格	仕入地
家畜飼料	九	四〇〇	關東州
合計	九	四〇〇	
本年一月以降累計			
輸出(數量)	二、七六八噸	價格一〇三、九七五圓	
輸入(同)	五〇噸	同 二、二八〇圓	
輸出入(合計)	二、八一噸	同 一〇六、二五五圓	

十月中立魚市賣買

◎昭和四年八月中關係各開  
港別輸出入額調

港別	輸出額	輸入額	合計
神戶	八九、三七、六九	四、三五、八二	一三〇、七七、五二
大阪	六五、六六、一八	六〇、二五、八五	一二五、九三、〇三
名古屋	四三、一三、八九	二七、二八、三七	七〇、四二、五六
門司	六、〇三、七四	四、三〇、八五	一〇、三四、五九
長崎	三、三七、三七	五、一三、七五	八、五一、〇九
函館	八四、三三	一、六八、三七	二、五二、七〇
小樽	九元、四五	六五九、一九	一、五九、六三
徳山	一、四二、九二	七七三、七二	二、二〇、六四
尾道系崎	九、五四	三、八三、六三	三、八三、六三
伏木	七、三五	五五、五七	一、五、三一
下關	二、六〇	二二、三三	五三、八二
宮津	二七、八〇	二七、六一	二四、九三
萩	三、四二	五三、〇七	二五、四九
境	三、九三	三七、三五	五三、〇七
合計	四〇〇	四〇、七七	四〇、七三

◎十月中町立魚市場賣買  
取扱高

萩魚市場	八〇、七一八、一二〇
同越ヶ濱出張所	一七、四六七、四八〇
同玉江出張所	三、六八六、四六〇
計	一〇一、八七二、〇六〇
四月分以降合計	五二七、八四六、一五〇

◎十月中の氣象

氣温平均	最高氣温	最低氣温	雨雪量
一九、七七	二二、八四	一一、五三	一二七糎〇

◎十月中風向觀測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多方向
一一	—	—	七	—	—	—	九	四	北

◎十月中天氣類別日數

種類	晴	快晴	曇	曇	雪	霰	雹	霜	濃霧	電	地震	最高	最低
日數	二〇	六一	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◎麥病虫害防除方法

本春麥作の實況を觀るに黑穗病班葉病白跳虫等の病虫害の被害不尠本縣よりも其の防除方通牒ありたるにより左に之を適録す

一、實行方法

農事組合、米麥採種組合、又は最寄農家或は一部落を單位として洩れなく共同勵行せしむること  
可成期日を定め指導者之を巡回督勵すること

二、防除方法

(イ) 黑穗病及び班葉病は冷水温湯浸法に依るを最上とし場合に依り温湯浸法風呂湯浸法を適用すべし、冷水温湯浸法は先づ種子を清水に七時間浸漬し後之を一旦華氏百二十度(攝氏四十九度)位の温湯に浸してよく温めたる後更に華氏百三十度(攝氏五十四度半)の温湯に五分間浸漬して後取上

げ直ちに多量の冷水を注ぎて冷却し直ちに播種するか又は陰乾し播種期迄貯藏するものなり  
此の場合温度の正確を期すべきは勿論浸漬時間に注意すること肝要とす  
温湯浸法は前記の冷水温湯浸法中の冷水浸漬の操作を除きたるものにして其の他は総て同様なり  
次に風呂湯浸法は種子を入浴後の湯(攝氏百十五度前後)に浸漬し翌朝取り出し水を切り陰乾したる後直に播種するものにして種子の投入前風呂の火を取り去ること及鐵風呂にありては蓋を覆はざるを可とす

(ロ) 小麥の白跳虫

可成早蒔をなすこと(十一月上中旬迄)  
播種の際ナフタリンの粉末(反當半封度内外)を種子に混するも有効なり

◎納税奨励金交付

昭和四年度前半期六ヶ月間の納税成績に依り奨励金の交付を受けたる団体及金額左の如し

◎特殊納税組合之部

金五拾四圓六錢 巴城券番納税組合

金四拾八圓九拾貳錢 遊興納税組合

金八拾九圓七拾錢 萩弘法寺納税組合

◎區長役場之部

金拾參圓八拾七錢川島第一區 金八圓四拾五錢川島第二區 金六圓四拾六錢川島第三區 金八圓參拾四錢土原第一區 金拾七圓六拾壹錢土原第二區 金六圓拾參錢土原第三區 金七圓九拾貳錢橋本町 金四圓四拾貳錢御許町第一區 金五圓拾六錢御許町第二區 金參圓七拾壹錢唐樋町 金八圓參拾四錢江向第一區 金拾六圓九拾參錢江向第二區 金六圓七拾九錢江向第三區 金五圓參拾六錢江向第四區 金五圓九錢河添第一區 金八圓參拾九錢河添第二區 金八圓拾六錢平安古第一區 金五圓拾壹錢平安古第二區 金四圓九拾五錢平安古第三區 金拾圓壹錢堀内第一

區 金六圓七拾貳錢堀内第二區 金七圓貳拾八錢南片、南古萩 金八圓七拾參錢吳服、油屋町 金壹圓貳拾貳錢古魚、春若、北片河町 金五圓八拾壹錢榎屋、今魚店町 金五圓參拾九錢北古萩第一區 金壹圓四錢北古萩第二區 金參圓九拾四錢塩屋、細工町 金四圓拾七錢戎町 金五圓拾八錢瓦町 金參圓九拾錢米屋町 金八圓參拾七錢東田町第一區 金七圓八拾九錢東田町第二區 金七圓八錢西田町 金壹圓五拾八錢津守町 金四圓七錢上五間町 金壹圓九錢下五間町 金貳圓參拾參錢吉田町 金六圓四拾壹錢古萩町 金參圓五拾五錢今古萩町 金四圓九拾貳錢熊谷町 金參圓貳錢濱崎新町第一區 金參圓九拾九錢濱崎新町第二區 金五圓拾參錢濱崎町第一區 金拾圓貳拾錢濱崎町第二區 金五圓貳錢濱崎町第三區 金參圓貳拾九錢濱崎町第四區 金貳圓五拾貳錢東濱崎第一區 金五拾八錢東濱崎第二區 金拾圓五拾壹錢目代區 金七圓拾八錢中津江區 金拾圓六錢上野區 金六圓貳拾壹錢椎原區 金六圓參拾參錢中倉第一區 金六圓九拾五錢中倉第二區 金壹圓八拾六錢松本市區 金壹圓五拾錢船津區 金六圓壹錢無田原

區 金壹圓九拾四錢香川津東區 金五圓五拾壹錢香川津西區 金參圓九拾八錢香川津南區 金七圓五拾八錢香川津北區 金八圓四錢鶴江第一區 金五圓八拾八錢鶴江第二區 金八圓七拾八錢前小畑 金四圓五拾錢后地 金四圓七錢小畑浦第一區 金四圓五拾錢小畑浦第二區 金九圓七拾八錢後小畑 金壹圓四拾七錢越ヶ濱第一區 金貳圓五拾七錢越ヶ濱第二區 金壹圓七拾五錢越ヶ濱第三區 金壹圓四拾七錢越ヶ濱第四區 金參圓拾六錢越ヶ濱第五區 金參圓四拾八錢越ヶ濱第六區 金七圓六拾參錢河内 金七圓五拾七錢笠屋 金拾參圓貳拾八錢大屋 金拾貳圓參拾四錢冲原 金五圓貳拾九錢霧口 金五圓拾參錢金谷 金八圓六拾六錢椿町 金四圓貳拾壹錢雜式町 金九圓貳拾錢濁淵 金拾圓四拾貳錢青海 金九圓五拾參錢東木間 金五圓拾壹錢西木間 金四圓八拾七錢北木間 金拾參圓六拾壹錢山田第一區 金拾貳圓四拾錢山田第二區 金七圓四拾七錢奥玉江第一區 金四圓拾貳錢奥玉江第二區 金四圓九錢藤ヶ瀬 金拾六圓貳拾壹錢玉江第一區 金拾圓四拾八錢玉江第二區 金拾參圓五錢倉江 金六圓六拾壹錢小原 合計金六

百貳拾壹圓九拾七錢

◎昭和四年度九月分納税成績

九月分の納税は國税畑租、雜地租の二種にして何れも完納の成績を得たり

◎萩町に於ける物件の賣買貸借及努力の供給に關する規程

萩町費支辨に屬する工事施行並物件賣買貸借規程を改正し萩町に於ける物件の賣買貸借及努力の供給に關する規程を制定し十一月一日より之を施行することとせり

◎金利景况

大藏省の調査に係る昭和四年六月中に於ける全國金利高低表中山口縣内關係の分左の如し

(官報十月三十一日登載)



補助	步兵第四十二聯隊	一	一	一	一	一	一	一	二
看護卒	步兵第十一聯隊	一	一	一	一	一	一	一	二
海軍水兵	吳海兵團	二	一	一	一	一	一	一	二
海軍機關兵	同 右	一	一	一	一	一	一	一	二
海軍看護兵	同 右	一	一	一	一	一	一	一	二
輜重輸卒	輜重兵 第五大隊	七	一	一	一	一	一	一	九
計		三二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	八六七

萩	椿東	椿	山田	越ヶ濱	計
歩兵	二九	七	六	七	五四
騎兵	一	一	一	一	二
野砲兵	二	一	一	一	五
工兵	二	一	一	一	四
電信兵	一	一	一	一	二
看護兵	一	一	一	一	四
輜重輸卒	一七	一四	一	一	一〇九
計	五一	二七	一〇	一一	一〇九

### 見習醫官召募

◎陸軍省告示第二十九號(十月十六日)  
 昭和五年見習醫官約五名を召募す依て志願者は左の通心得べし但し昭和五年に於ては見習藥劑官は召募せず

一、志願者の資格及年齢  
 一、衛生幹部候補生  
 二、醫師法第一條第一項各號の一に該當する者に於て昭和五年三月三十一日に於ける年齢三十二年未滿の者

### 見習主計召募

◎陸軍省告示第三十號(十月二十六日)  
 昭和五年召募する見習主計の人員及志願者心得左の通定む

一、召募人員 約五名  
 一、志願者の資格及年齢  
 志願し得べき者、大學令に依る大學の法學部、經濟

學部又は商學部の學課を修め學士と稱することを得る者(昭和五年三月三十一日迄に卒業見込の在學者を含む)

## 通信

### 萩郵便局十月中行事

- 一、廣島遞信局庶務課長及經理課長來局管内巡視の爲柴田庶務課長は十月二日伊藤經理課長は十月八日來局夫々視察を遂げ歸廣
- 一、精神修養講話會  
 十月十一日午前十時より河野萩中學校教諭の「日本の歴史と國體」と題する講話を又十月三十日午前十時より中野囑託講師の講話を一同聽講せり。
- 一、局員の健康診斷執行  
 定期健康診斷を十月二十四、二十五、二十八日の三日間に涉り玉木囑託醫を招し局員全部に就き執

### 萩郵便局昭和四年十月分事務取扱狀況

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受 二八八、三〇〇	二四〇、三三八	▲ 四八、四二二
小包郵便物	引受 二五七、四五五	二五七、二〇九	▲ 二四七
電報	引受 二、二二七	二、二四〇	▲ 一三
報	發行 四、〇八七	四、一八〇	▲ 九三
中繼	發行 三、三三〇	二、六八三	▲ 六六六
	發行 五、一八一	四、六八八	▲ 五三三
	發行 二、二二七	二、二二七	▲ 〇

爲替振出	口數	一、五九九	▲	一、四九〇
金額		三、七、九四七、三〇〇	▲	三、一、八七、三三〇
爲替拂渡	口數	二、三〇六	▲	二、〇八五
金額		五、九、三〇、八七〇	▲	六、五、七、七、〇九〇
貯金預入	口數	二、四八二	▲	二、八二二
金額		三、四、三〇、八五〇	▲	三、八、六、四〇
貯金拂戻	口數	八三七	▲	八二四
金額		二、三、〇七、三三〇	▲	三、三、七、四、七二

保險契約申込	口數	二四三	▲	二二七
金額		一、六、五〇〇	▲	三、五、〇〇〇
保險料徴收	口數	一〇、五四〇	▲	一、二、八六
金額		五、六、三、五〇〇	▲	一、四、〇、二、六〇
年金契約申込	口數	一	▲	一
金額		一	▲	一
年金掛金徴收	口數	六	▲	一
金額		三、九、四九〇	▲	二、五、一、四〇

### 土木交通

#### ◎新川改修工事の近況

新川改修工事は著手以來順調に進捗し十月末日の出来形岩盤は六分方を破碎し浚渫作業は三分方進捗し今後著しき支障なき限り豫定の期限内に竣功し得る見込みなり

#### ◎道路工事及土木建築工事請負規定の改正

當町に於ける從來の工事請負規程を改正し道路工事請負規程及道路工事に屬せざる土木建築工事請負規程の二種を制定し十一月一日より之を施行することとせり

#### ◎水防組規定の制定

本縣水防準備規程に基き萩町水防組規程を制定し昭

和五年度より之を施行することとせり

### 社会象

#### ◎時局に關する講演會

十月十三日午後一時より町立明倫小學校講堂に於て本縣派遣講師國府種徳氏は「王道復古の先驅たらんと題し時局に關する適切なる講演を爲し聴衆に多大の感動を與へ午後三時半散會せり

の如し

#### 時局匡救に關する協定事項

別紙教化動員並公私經濟緊縮運動の計劃を實施する爲左記事項を實行するの件

- 一、本協議會に参加せる公益団体に在りては諸種の會合を催す場合開會當初に於て國歌を合唱し次に其の會合の目的に副ふべき御詔勅又は御沙汰書の捧讀式を舉行すること

#### ◎時局匡救に關する協議會

十月九日午前九時より町衙に於て本縣知事より指示せる時局匡救に關する事項に付各學校長各種團體代表者の參會を求め協議會を開催せり其の協定事項左

参考

- 右に付別に備付くる御詔勅集を謹製せらるゝ希望の向あらば本町に於て共同購入の斡旋を爲すべし
- 二、別紙本町所定に係る矯風獎善に關する協定事項

- の實行を確的ならしむること
- 三、其の筋に於て定めたる公私經濟緊縮運動實施計劃に基き各種團體に於ける消費を節減し併せて個人家庭に於ける節約十六項の勵行に付督勵の衝に當ること
- 四、各種團體に在りては其の筋に於て指示する所に從ひ此の際實項事項を定め之を萩町長に通報せられたること
- 五、本町内の生産業並副業を振興する爲一層徹底的に之を獎勵すること
- 六、團體及個人を通じ勤儉及貯蓄を獎勵すること
- 七、臺所改善に付研究實施に努むること

◎萩町國光會設立

町勢を向上し公益事業を助成する目的を以て萩町國光會を創立し左記會則を設定せり  
 因に十月九日創立總會當日林町長を會長に田中明倫校長及大田信用購買販賣組合長を副會長に選任せり

◎萩町國光會設立趣意書

凡そ文化の進展に伴ひ萬般の事象爲に複雑を來し由來國家の興隆乃至は地方の發展を目的として設立する公益團體の數益繁きを加ふるは勢ひ已むを得ざることなりとす又是等の團體は直系的に其の使命を完ふする爲目的の事業に對し勇往邁進することに於て其の發達の視るべきものあるは悞に共に欣快に堪へざる所なり然り而して是等多數の團體は其の目的とする道程各異なれりと雖歸する所悉く皆國家の興隆乃至地方の發展を祈念するを以て終局の標的と爲さるもの無きは明かなり  
 以上の觀察にして誤りなしとせば是等の公益團體をして直系的に進歩發達せしむる他の一面に於て傍系的に自他團體との間宜しく聯絡統制を保ち以て縱横の兩方面に涉り其の勢力を擴充し其の歸趨を完ふすべく方途を講ずるは今日の時代に處し最も重要なる事項なりと謂はざるべからず  
 茲に於て吾萩町内に在る各種の公益團體の代表者を羅して一團と爲し左記會則の下に萩町國光會を設立し以て國力の振張並萩町勢の向上の爲一層其の力を

加へむことを期するものなり

◎萩町國光會々則

- 第一條 本會は國力を振張し併て萩町勢を向上する爲主として公益事業を助成するを以て目的とす
- 第二條 本會は萩町國光會と稱し萩町役場内に其の事務所を置く
- 第三條 本會は萩町萩町會、萩町農會、萩商工會、萩神職會、萩佛敎團、萩將校會、自省會及萩町内に在る官公衙、學校、圖書館、青年訓練所、在郷軍人會、青年團、女子青年團、報德會、特種婦人會、産業組合、漁業組合、副業組合其の他之に準すべき團體の代表者を以て會員と爲す
- 第四條 本會に會長一人副會長二人を置く  
 會長及副會長は會員の互選とし其の任期を二箇年とす但し滿期再選を妨げず
- 第五條 會長は本會を總理す副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理す
- 第六條 本會は總會の議決に依り顧問若干名を置くことを得
- 第七條 本會は必要に應じ會員の總會を開催す

第八條 本會の會議は總會員の半數以上出席するに非ざれば之を開くことを得ず

第九條 本會の議事は出席會員の過半數を以て之を決す

第十條 本會は會長の指名に依り臨時委員を設け庶般の調査及研究を行はしむることあるべし

第十一條 會員は本會の議決事項を遵守するの義務を有す其の執行に關するものに在りては會員の共助に依り目的達成の爲努力することを要す

第十二條 本會の經費は補助金、寄附金等を以て之に充つ

◎公人及私人

- 關谷本縣土木課長は就任挨拶の爲十月一日來廳
- 福岡縣飯塚町長猪野鹿次氏は魚市場視察の爲十月一日來萩

國重政亮、世良捨松、玉木亟輔諸氏は政友會分區を  
土井市之進氏は素水會を、林安次郎氏は平安古町區  
民を代表し田中男爵葬儀會葬の爲何れも十月一日上  
京

大野本縣農林技師は柑橋調査の爲十月一日來萩

山内本縣警察部長は萩警察署管内視察の爲十月二日  
來萩

安成本縣工業試驗場長は町内工業視察の爲十月三日  
來萩

萩商工會理事村田善次郎氏は本縣の囑託を受け滿鮮  
地方に於ける商業視察を了し十月五日歸萩

吳漫遊俱樂部員七十名は史蹟名勝探究の爲十月七日  
來萩

三菱造船株式會社長崎造船所員七十一名は史蹟名勝

探究の爲十月八日來萩

谷口南滿洲大石橋小學校長は學事視察の爲十月八日  
來萩

下田本縣保安課長は閑院宮殿下御成御通路下檢分の  
爲十月十一日來萩

文部省囑託國府種徳氏は篠崎本縣社會課主事と共に  
時局講演會講師として十月十二日來萩

原口第五師團長は天津郡内に於ける工兵特別演習地  
に向ふ途次十月十六日町衙に町長を訪問

白川前陸相は秋芳洞を経て史蹟見學の爲十月十六日  
來萩

前代議士藤田包助氏は大津郡古市黃波戸間鐵道開通  
式に參列の途次十月十二日來萩引續き滯在中の處十  
月二十三日德佐村を經歸京

に十月十九日來萩十月二十四日歸京

久原前遞相は田中男爵葬儀委員長として野村福井兩  
執事を從へ十月十九日來萩十月二十二日歸京

高村孝助氏は田中男爵家遺族と共に十月十九日來萩  
十月二十四日歸京

江口本縣屬は實行豫算打合せの爲十月二十一日來萩

小田本縣商工主事補は輸出入貨物調査の爲十月二十  
三日來萩

廣島高等師範學校專攻科生二十七名は地理研究並史  
蹟見學の爲十月二十五日來萩

下關市内小學校高等科兒童教職員六百七十七名、大  
津郡日置村益習小學校兒童教員五十七名は史蹟見學  
の爲十月二十六日來萩

元萩町長北野右一氏は田中男爵葬儀用務の爲十月十  
七日來萩十月三十日歸京

大阪市白玉ソーヌ製造會社従業員七十六名は史蹟名  
勝探究の爲十月十七日來萩

臨濟宗南禪寺派管長赤井義勇禪師は十月十六日來萩  
大照院に入り翌十七日史蹟見學の上歸京

松岡前滿鐵副總裁は龍子夫人と共に田中男爵葬儀參  
列の爲十月十八日來萩

望月前内相、兒玉、吉木、竹下、佐藤各代議士、松  
田防長武學生養成所長、保良下關市會副議長、渡邊  
前代議士、庄代議士、林貴族院議員、防府町在住近  
本少將、政友會總務島田俊雄代議士は政友會を代表  
し田中男爵葬儀參列の爲十月十九日來萩

萩町出身陸軍中將河内信彦氏は田中男爵の遺骨と共に

徳山町立實業補習學校生徒二十四名、豊浦郡阿川小  
學校兒童教員六十八名は史蹟見學の爲何れも十月二  
十八日來萩

河内萩中學校長は東京市に開催の全國中學校長會議  
に列席の爲十月二十三日、吉田萩商業學校長は松江  
市に開催の第六區商業學校長集會に列席の爲十月二  
十八日出發

●毛利公爵御來萩

公爵毛利元昭閣下は熊谷家扶外家職數名を随へ十月  
五日午後四時三分萩驛着直に別邸に御入り翌六日南  
園館に開催の萩懷恩會に御臨席七日は祖靈地に展墓  
八日午前十時三十分萩驛發にて歸防せられたり

●故田中男爵葬儀並敬弔式  
追悼會記事

◎昇叙、御使差遣、御沙汰

事に當りて善く謀り深慮を帷幕の中に運らし機に  
臨み善く斷じ殊功を疆域の外に樹つ存りに陸軍の  
重責を負ひ力を輔弼に竭し遂に内閣の主班に列し  
心を變理に致す遽に溘亡を聞く曷ぞ軫悼に勝へん  
宜しく使を遣はし賻を賜ひ以て弔慰すべし  
尙當日午後零時四十分勅使侍從子爵土屋正直を  
皇后宮使皇后宮事務官子爵黒田長敬を 皇太后宮使  
皇太后宮事務官西邑清を葬齊場なる青山齋場へ差遣  
はされ焼香せしめられたり。

◎萩町より葬儀參列者

十月三日青山齋場に於て營まる、葬儀に列する爲萩  
町長の外町會を代表したる大田民藏、山本勉彌、田  
中專介の三議員は同月一日出發二日田中邸に到着奥  
座敷に安置されたる靈柩に對し恭しく香華を供へて  
故閣下の御冥福を祈り次て令息未亡人其の他に敬弔  
の意を表し其の夜は他の同行者數氏と共に 皇室よ  
り御下賜の御料理を頂戴し引續き御遺骸に對し徹晝  
夜伽きを爲し翌三日青山齋場に在りては田中家の御

前官禮遇貴族院議員陸軍大將從二位勳一等功三級田  
中義一男爵病氣危篤の報天聽に達し九月二十九日午  
後一時十分御使を青山邸に差遣され御見舞として葡  
萄酒一打を下賜せられ尙男爵は多年陸軍の樞機に當  
り後内閣の首班に列し國家に盡したる顯著なる功勞  
を録せられ左の通位階昇叙あらせらる

從二位勳一等功三級男爵 田中義一  
叙正二位  
授旭日桐花大綬章

而して十月一日午後一時勅使侍從子爵土屋正直を同  
一時五分皇后宮御使皇后宮事務官子爵黒田長敬を同  
一時十分皇太后宮御使皇太后宮事務官西邑清を其の  
邸に差遣はされ十月三日葬儀の當日午前十一時勅使  
として侍從公爵山縣有道を其の邸に差遣はされ左の  
御沙汰と共に祭資、幣帛、供物を賜ひ訖て焼香せし  
められ又同時に皇后宮使皇后宮事務官岡本愛祐を、  
皇太后宮使皇太后宮事務官公爵三條公輝を差遣はさ  
れ花を賜ひ焼香せしめられたり。故男爵の英靈以て  
何をか光榮といはん

御沙汰

引受方と席を同ふし葬儀の終了を見届け同夜東京を  
出發四日夜夫々歸萩せり他の同行者は土井少將、菊  
屋孫輔、國重政亮、山根鐵藏、厚東常吉、玉木亟輔  
世良捨松、林安次郎、岡小市、松浦光藏、岡本直介  
八道圓實の諸氏にして如斯郷黨より多數の會葬者あ  
りたることは今回の盛葬に添ゆるの一異彩なりと謂  
ひ得べし

◎萩町に於ける葬儀敬弔式

十月三日午後二時より本願寺萩別院に於て萩町主催  
の下に故男爵田中義一閣下葬儀の敬弔式を舉行せり  
定刻一時間前合圖の煙火を打揚ぐ。此の頃より秋雨  
蕭條として降り出しさしも男爵の永眠を悲しむが如  
く弔ふが如し、定刻二時に至り阿武庶務課長の開催  
の辭に次ぎ萩佛敎團各宗僧侶數十名の讀經あり。金  
子助役は主催者として敬弔の辭を朗讀し、引續き僧  
侶總代楊井報眞、親族、南條、小野兩氏、町會議員  
總代山下登、區長惣代江山土原第三區長、學校惣代  
河内萩中學校長、青年團惣代田中明倫小學校長、在

郷軍人分會惣代岡村分會副長各官公衛惣代岡本稅務署長、在郷軍人後援會萩婦人團惣代土井ヒテ子一般參列者惣代竹内新三郎諸氏の焼香あり何れも愁然として満座靜寂裡に午後二時四十分閉式せり  
因に當日は各中學校各小學校生徒兒童職員其の他各種團體等參集者二千名以上に達し終式後田中家に宛て其の狀況を打電したり。

◎萩町に於ける葬儀

十月十九日午後一時より本派本願寺萩別院に於て故田中男爵の葬儀を執行せらる。大正會員其の他の係員により本堂内は隈なく花輪生花を以て飾られ、蓮正寺住職河名識雄氏導師となり副導師としては森重哲雄、佐波成章兩氏之に當り町内十二寺院の住職列座しいとも莊麗盛大に施行せられたり。是より先〇時三十分喪主田中龍夫氏は位牌を捧持し未亡人其の他遺族親族葬儀委員長久原前遞相、副委員長土井少將、林町長の外望月前内相、島田、兒玉、吉木、佐藤、竹下の各代議士、河内中將、松岡前滿鐵副總裁

寺に於て埋骨式を營む時に午後六時夕陽迫る頃全く式を終りたり

◎初度法事

十月二十日午前十時より田中家菩提寺なる椿町蓮正寺に於て營まれ定刻嗣子龍夫氏家族親族久原前遞相以下葬儀委員其の他招待を受けし多數者著席の上河名同寺住職以下衆僧の讀經に次ぎ嗣子龍夫氏以下焼香續いて法事の饗應あり午後三時に終れり。

◎長門峽内發昌寺に於ける納骨式

長門峽内發昌寺は故田中義一男爵の開基に係りシヤム國傳來の黄金佛を寄附されたる關係上故大將の遺骨の一片を佛舍利として納むることとなり十月二十一日同寺住職村上宏林師並に同寺建立發起者により納骨式を舉行せり  
田中家よりは當時萩別邸滞在の嗣子龍夫氏未亡人

及棺側將校の諸員は震極車に従ひ自動車に分乘別邸を發し百八の梵鐘の消ゆるらぬうちに式場に到着。男爵の肖像を中央祭壇に安置し棺上は男爵生前の勳功を物語る旭日桐花大綬章其の他内外國の勳章の外大禮服を以て掩はれ祭壇左右には 聖上陛下皇后陛下皇太后陛下より御下賜の供物各宮家よりの供物及知名士諸團體より贈りたる花輪生花を以て飾らる喪主未亡人其の他親族一同の著席に次で棺側將校として福田中將以下正裝にて著席久原委員長外葬儀委員各種團體代表者等會葬者一千名の著席を終り俗人の奏する樂の音悲しく讀經の聲散華あり終つて渡邊山口縣政友會支部長林萩町長萩將校會長の弔詞朗讀に次で望月前内相の感慨深き弔ひの言葉に滿堂を感激せしめぬ夫れより喪主親族久原委員長其の他の焼香ありて久原委員長は會葬者一同に對し挨拶を述べ委員參列者の焼香を終りたるは午後二時三十分なり引續き告別式を開始萩町各中等學校小學校生徒兒童男女青年團員在郷軍人一般町民は堵の如く潮の如く續々として參著焼香者の數無慮八千と算せらる午後四時過式を閉ぢ再び靈柩車に従ひ田中家菩提寺蓮正

其の他の遺族並に久原前遞相福井執事河内中將土井佐藤兩少將北野右一氏林管理組合長山村井町兩管理組合議員藤本書記岡崎川上村長川上村有志等多數參列盛大裡に終了せり。

◎追悼法會

十月廿九日は故田中男爵薨去の初命日に當れるを以て緣故者惣代土井市之進、林勇輔兩氏の名を以て同日午前十時より田中家菩提寺椿町蓮正寺に於ていともしめやかに追悼法會を施行せられたり。  
定刻親族、發起人、參會者三百有餘名著席衆僧内陣左右に著座、正面に故男爵の肖像を安置し、梵鐘讀經に始まり導師河名同寺住職の入場讀經を終り土井市之進、町長代理金子助役、北野右一氏親族の各焼香に次ぎ參會者の焼香あり別室に於て茶菓を饗應し十一時半壯嚴裡に終了せり。因に當日の狀況に併せ追悼の意を表する旨東京田中家へ打電せり。

◎發昌寺主催の追悼會

十月二十九日午後三時より海潮寺に於て長門峽内發昌寺主催の故田中男爵追悼法會を營み、土井市之進北野右一、町長代理金子助役其の他有志參席し發昌寺住職村上宏林師の讀經、參會者の燒香ありて三時半法會を終了したり。

◎故田中男爵葬儀活動寫眞

十月二十日午後七時より町公會堂に於て故田中男爵葬儀委員主催と爲り東京に於ける葬儀の活動寫眞會を開催。林町長開會の挨拶を爲し萩町出身にして故男爵の知友河内住彦陸軍中將は故男爵の日常より其の人格をたゞへて郷黨の發奮を高唱し次で東京府選出代議士佐藤安之助少將の他郷人より見たる男爵の人格、土井市之進少將の郷人としての覺悟を高潮し萬堂非常なる哀悼と感激との裡に故男爵の在りし生前の影像をスクリーンに觀て林町長の閉會の挨拶により午後十時夜雨肅篠の中散會せり。因に當夜下關

市保良淺次郎氏は特に八月二十四日下關市に於ける男爵一行の動靜を撮影せるフィルムを持參せしめ之を公開せられたり。

◎故田中大將の葬儀に於ける望月前内相の弔詞に感して

守重 哲雄

十月十九日萩別院に於ける故田中大將の葬儀は實に空前未曾有の盛況、全く其の遺徳の光輝たらずんばあらず、而して其の參列諸名士の中遙かに來萩されたる望月前内相の弔ひの詞は滿堂の會葬者をして眞に感動感激の涙をぐぐらしめた。中心より追慕の涙をしぼりつゝ悲痛割切の聲もて縷々故大將の肖像に宛ら生前面たり對話せらるゝの態度爲めに婦人は聲をあげて悲泣し、男子亦たハンケチを用ひて涙を拭ふ、予も其の一人であつた

其の詞の中「私は先年閣下が令兄の遺骨を京都の本願寺に納むるとて出京せられる前夜、閣下を訪ふて目下の政情は閣下の離京を許さるゝことを進言した

◎故田中男爵遺族退萩

十月二十四日午前七時故田中男爵嗣子龍夫未亡人ヌテ子刀自其の他の遺族は高村孝助氏と共に別邸を自動車にて出發途中菩提寺蓮正寺に墓參沿道に於ける各小學校中等學校諸團體の見送を受けつゝ大田街道を経て午前十時小郡驛に到着十時二十分同驛發列車にて京都へ向け出發せらる。當日町會議員を代表し吉松外八名の各議員は町長代理金子助役と共に小郡驛迄其の他は白馬迄見送れり。

◎久原前遞相退萩

故田中男爵葬儀委員長として歸萩し滞りなく葬儀を濟ませたる久原前遞相は十月二十二日午後三時、野村、福井兩執事、佐藤竹下兩代議士と共に旅館富田を自動車にて出發沿道に於ける各小學校中等學校各種團體町内有志多數見送の中を山口市へ向け出發せり萩町を代表し金子助役、山村、吉松、河口、福田の四議員は山口市迄林町長其の他は白馬迄見送れり

其の時閣下は「俺は貧しき家に生れ、兄等は皆な親孝行だつた、曩に死んだ長兄も今度亡くなつた兄貴も……併し親孝行と云ふ美しい行狀に酬ひられず……三人兄弟の中俺一人立身して申譯がない、だからせめて親孝行の兄の遺骨を今の俺(総理大臣)が自ら本願寺に納めて靈を慰めたいから、是れだけは許して呉れ」と云はれた、私は閣下に「閣下は孝子の門に出た忠臣であります、どうぞ京都の本願寺に行つて下さい」と直座に申上げた

斯うした美はしい話を人情大臣の名ある望月前内相の口より親しく聽かされ、實に万人の肝腑に徹した今や孝道と云ひ悌行と云ひ頹敗の傾向となりつゝある故大將の善行美談は確かに百千の説法よりもより己上の善導的反響あるを覺ゆ乃ち有りの儘を綴りて所感を陳ぶ

(昭和四年十月二十九日故大將初命日於蓮正寺有志主催の追悼一座法要執行予は其の法要に參列し思ひ出更に新たなり、依て追憶を辿り之を艸す)

衛生

●検病調査並野犬撲滅

十月十八日閑院宮殿下御成につき萩警察署と協力して町内御通過道筋各戸の検病調査を行ひ併せて野犬の撲滅に努めたり。

●昭和四年一月以降傳染病患者數

病名	十月中發生數	九月迄發生數	計
腸チブス	1	24	24
赤痢	0	44	44
赤痢	3	25	28
チフテリア	3	3	6
猩紅熱	1	2	3
計	16	98	114

本年一月以降死亡者 疫痢二十二名 赤痢 八名  
腸チブス 三名 計 三十三名

●昭和四年一月以降死亡者埋火葬別

合 計	十月		九 月		計
	男	女	男	女	
火 葬	1	4	2	1	2
	1	1	2	3	4
埋 葬	5	7	9	4	16
	7	12	4	4	17
合 計	6	11	11	5	22
	8	16	13	8	24

●萩町立堀内病院入院患者數

一、十月中入院患者數

人事

赤痢 一二人  
疫痢 二人

合計 一四人 死亡者無し

●戸籍と身分關係 (其の十七)

就 籍

就籍とは戸籍を有せざる者が本籍を有するに至りたる状態又は新たに戸籍取得を目的とする意思表示を指稱するのである而して戸籍を有せざる原因に付ては届出義務者に於て出生届を遺漏したること又は戸籍改正の當時之が編製を遺脱したること、或は失踪の宣告ありたる後其の本人が歸來したることの如きは其の一例にして斯る場合は何れも戸籍を有せざる無籍者に係り新に戸籍編製を必要とすることは明かである此の場合には総て本規定に依り所轄區裁判所に於ては就籍許可の申請に基いて果して無籍者であり

就籍許可の理由を有するか否かを決定し其の裁判に依つて就籍の届出を爲すべきものである従つて本籍を有せざる者は其の就籍せんと欲する地を管轄する區裁判所の許可を得て十日内に許可裁判の謄本を添へて就籍の届出をせねばならぬ其の届出は就籍地に於て爲すこと尙ほ就籍許可の裁判を得たる者が就籍の届出をせない場合は戸主より其の届出を爲さねばならぬ

●受 刑 者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和四年十月中

罪名	現住すに る者	萩町に 現住すに ざる者	計	一月以 降の累 計	前年一 月以降 の累計
賭博	1	2	3	20	21
詐欺	1	1	2	6	6
竊盜	1	1	2	9	12
機船底曳網漁業	7	1	8	35	19
取締規則違反	1	1	2	5	1
出版法違反	1	1	2	1	1
飲食物防腐劑取締規則違反	1	1	2	1	1
住居侵入竊盜	1	1	2	1	1
傷害	1	1	2	1	1
殺人	1	1	2	1	1
失火	1	1	2	1	1
阿片煙販賣	1	1	2	1	1
銃砲火藥取締違反	1	1	2	1	1
賣藥法違反	1	1	2	1	1
陸軍々人服役令施行規則違反	1	1	2	1	1
暴力行為等處罰違反	1	1	2	1	1
自動車取締令違反	1	1	2	1	1
古物商取締規則違反	1	1	2	1	1
議員選舉法違反	1	1	2	1	1
印紙税法違反	1	1	2	1	1
要塞地帯法違反	1	1	2	1	1
業務上過失致死	1	1	2	1	1
嬰兒殺	1	1	2	1	1
齒科醫法違反	1	1	2	1	1
贓物牙保	1	1	2	1	1
山口縣警察犯處罰令違反	1	1	2	1	1
按摩術營業取締規則違反	1	1	2	1	1
牛乳營業取締規則違反	1	1	2	1	1
郵便法違反	1	1	2	1	1
計	1	1	2	1	1

萩町の人口動態

十月	中	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
1	1	4	7	100	70	5
一月以降累計	469	66	115	883	31	

十月中寄留關係者

男	女	計	一月以降累計
出寄留者 41人	32人	72人	1,099人
入寄留者 36人	18人	54人	558人
復歸者 3人	4人	7人	114人
退去者 1人	1人	2人	137人

雑事

吉田松陰先生年譜略

第一 幼年時代及在郷修學時代  
 先生諱ハ矩方字ハ義卿松陰ト號シ二十一回猛士及  
 ビ蓬頭子ノ別號アリ通稱ハ初メ虎之助後ニ大次郎  
 松次郎トイヒ又タ寅次郎ト改ム  
 天保元年庚寅八月四日長門國萩城ノ東郊松本村椎原  
 臺ニ生ル(昭和四年ヨリ百年前)虎之助ト名ヅク藩士

杉百合之助ノ二男母ハ村田右中ノ三女瀧子ナリ後ニ  
 仲父吉田大助ノ養子トナル  
 同六年(六歲) 六月二十日吉田大助ノ後ヲ嗣ク此年  
 大次郎ト改稱ス杉氏ニ同居ス家世々山鹿流兵學師範  
 ヲ以テ毛利氏ニ仕フ  
 同九年(九歲) 先生始メテ家學教授見習トシテ藩學  
 明倫館ニ登ル  
 同十一年(十一歲) 藩主敬親公ノ前ニ於テ武教全書

戰法篇ヲ講ス公之ヲ奇トス  
 同十二年(十二歲) 馬術ヲ波多野源左衛門ニ學フ  
 弘化元年甲辰(十五歲) 親試アリ藩主特ニ命シテ孫  
 子虛實篇ヲ講ゼシメ感賞シテ七書直解ヲ賜フ是歲藩  
 士山田宇右衛門ヨリ萬國ノ形勢ヲ聞キ大イニ憂國ノ  
 志ヲ奮起ス安政三年松陰其師山田宇右衛門ニ與ル書  
 ニ曰ク僕少小ニシテ先生ニ親炙ス片言隻辭モ未ダ曾  
 テ正ヲ先生ニ取ラズンバアラズ先生モ亦傾倒遺スコ  
 トナシ云々

同二年(十六歲) 長沼流兵法ヲ藩士山田亦介ニ學フ  
 又同人ヨリ「近時歐夷日々盛ニ東洋ヲ侵シ印度先ヅ  
 其毒ヲ被リ滿清繼テ其辱ヲ受ケ餘焰未タ熄マズ琉球  
 ニ及ヒ長崎ニ迫ラントス吾子歲富ミ才足ル激昂以テ  
 勳名ヲ萬國ニ建ツル能ハズンバ大丈夫ニ非ルナリ云  
 々ヲ聞キ大イニ憤慨ス 玉木文之進山田宇右衛門山  
 田亦介林真人ハ先生ノ師ナリ  
 同三年(十七歲) 山田亦介ヨリ其兵學ノ免許ヲ受ク  
 藩士飯田猪之助ニ就キテ西洋陣法ヲ研究ス  
 同四年(十八歲) 二月二日及十一月某日藩主明倫館  
 ニ臨ミテ先生並ニ門人ノ家學講義及作圖ヲ視ル十月

二十七日藩士林真人ヨリ大星目錄ノ免許返傳ヲ受ク  
 嘉永元年戊申(十九歲) 十月四日明倫館再興意見書  
 ヲ上ル

同二年(二十歲) 三月水陸戰略ヲ著シテ外寇御手當  
 方ニ呈ス尋ギテ御手當方内用掛ヲ命ゼラル十月十日  
 門人ヲ率キテ城東羽賀臺ニ操習ヲ行フ門人國老益田  
 越中之レガ將タリ

第二 地方巡遊時代

嘉永三年(二十一歲) 八月九州ニ遊ブ平戸ノ葉山佐  
 内山鹿萬介ニ家學ヲ叩キ又長崎ノ唐館蘭館ニ遊ビ蘭  
 船ニ上リ又熊本ノ宮部鼎藏佐賀ノ草場佩川武富圀南  
 等文武知名ノ士ニ交ル此ノ行海外ノ事情ニ得ル所多  
 ク先生ノ生涯ニ深甚ナル影響ヲ與フ  
 同四年(二十二歲) 正月十五日藩主先生ニ就キテ山  
 鹿流兵學皆傳ヲ受ク二月二十日文武稽古萬世不朽ノ  
 策ヲ上ル三月五日兵學研究トシテ藩主ニ從ヒ江戸ニ  
 遊ビ安積長齋古賀茶溪山鹿素水佐久間象山等ニ從學  
 シ又鳥山新三郎宮部鼎藏等ト切磋シ研修大ニ進ム六  
 月宮部鼎藏等ト房相ヲ巡遊シ形勝ノ地ヲ按ヌ十二月  
 許狀ヲ待タズシテ江戸ヲ發シ宮部鼎藏ト東北遊ヲナ

同五年(二十三歲) 正月二十日水戸ヲ發シ東北ヲ歷  
 遊シ五月十二日萩ニ歸リ謹慎命ヲ待ツ十二月八日亡  
 命ノ罪ヲ以テ士籍ヲ削リ祿ヲ奪ハル 此時名ヲ松次  
 郎ト改ム幾モナク又寅次郎ニ改ム是ヨリ先キ藩主先  
 生ノ亡命セルヲ聽キ益々其志ヲ憐ミ特ニ内諭スル所  
 アリ因テ九日父ヨリ其ノ十箇年間諸國遊學ヲ請ヒテ  
 許サル  
 同六年癸丑(二十四歲) 正月萩ヲ發シ四國ニ過リ畿  
 内東海東山ヲ經知名ノ士數十人ヲ訪ヒ五月江戸ニ着

シ又鎌倉ニ遊ブ六月四日米艦四隻浦賀ニ來ルヲ聞キ  
 直ニ往キテ事ヲ探リ十日江戸ニ歸ル此時將及私言急  
 務條議必勝策急務策等ヲ著シテ藩主ニ呈ス佐久間象  
 山等ト日夕時事ヲ討究ス。七月露艦長崎ニ來ル是ニ  
 於テ航海ノ志ヲ決シ九月十八日江戸ヲ發シ竊ニ露艦  
 ニ投ゼントシテ長崎ニ至レバ艦既ニ去レリ。復熊本  
 ニ赴キ宮部鼎藏等ヲ伴ヒ十一月十三日萩ニ歸ル十二  
 月四日京都ニ入り東海ヲ經テ諸名士ヲ訪ヒ十二月二  
 十七日江戸ニ達ス

山河襟帶自然城 東來無不日 憶神京  
 今朝 盟 嗽 拜 鳳 闕 野 人 悲 泣 不 能 行 行 行  
 上 林 零 落 非 復 昔 空 有 三 山 河 無 變 更  
 聞 說 今 皇 聖 明 德 敬 天 憐 民 發 至 誠 誠  
 鷄 鳴 乃 起 親 齋 戒 祈 下 玉 掃 妖 氣 致 中 大 平 上  
 從 來 英 皇 不 世 出 悠 悠 失 機 今 公 卿  
 安 得 天 詔 勅 六 師 坐 使 皇 威 被 八 紘  
 人 生 若 萍 無 定 在 何 日 重 拜 天 日 明  
 右癸丑十月朔旦奉拜鳳闕肅然賦之時余將西走入海  
 丙辰季夏 二十一 回藤寅手錄

第三 萩ノ獄

安政元年甲寅(二十五歲)正月 海軍策ヲ作り君覽ニ達ス三月五日金子重輔ト共ニ江戸ヲ發シ下田ニ至リ二十七日夜米艦ニ上ル米人拒ミテ納レズ二十八日自首シテ捕ニ就キ四月十五日江戸ニ拘致セラル幕府其ノ罪ヲ斷シ重輔ヲ併セテ藩ニ檻送ス十月二十四日萩ノ藩獄ニ入ル獄中幽囚録ヲ著ス

第四 松下村塾

同三年(二十七歲) 藩禁未解ケサレドモ來リ學ブ者日ニ加ハル乃チ杉氏ノ地内ニ在ル小舎ヲ家塾ニ充テ松下村塾ノ名ヲ用フ是歲幽室文稿丙辰卷講孟劄記武教講錄鶴志等成ル  
同四年(二十八歲) 十一月五日松下村塾増築成ル門人益進ミ先生教育ノ事業漸盛ナリ幽室文稿丁己二卷外蕃通略吉日錄討賦始末等成ル  
同五年(二十九歲) 國ヲ憂フルコト益深ク論策謀議皆時務ニ切ナリ六月藩主先生ノ上書ヲ許ス先生君恩

ニ感激シ大ニ論議スル所アリ七月藩特ニ家學教授ノ爲ニ門人ヲ引見スルコトヲ許ス既ニシテ藩府遂ニ先生ノ言論ヲ忌憚シ十一月二十九日旨ヲ諭シテ一室ニ嚴囚シ尋テ獄ニ入ラシム幽室文稿戊午卷孫子評註等成ル

此歲藩府ハ天下ノ形勢ヲ視察スル爲志士六名ヲ特選シ幕府ノ嫌忌ヲ冒シテ輦轂ノ下ニ向ハシム其六名中四名ハ先生ノ門下生ヨリ出デタリ。以テ藩府ガ松陰先生ノ論說ヲ採用シ其門下生ヲシテ親シク形勢ヲ察シ活機ヲ見ルノ局ニ臨マシメントスルノ氣運ヲ啓キタルヲ知ルベシ

松陰先生ノ松下村塾ニ於テ教授セラレシハ安政三年ヨリ同五年十一月マデ僅ニ二ケ年餘ニ過ギザリシガ其ノ薰陶ニヨリテ有爲ノ人材ヲ輩出シ明治中興ノ洪謨ヲ翼賛シ奉リシハ夙ニ世人ノ知ル所ナリ  
先生ノ教育主義  
學ハ人タル所以ヲ學ブナリ君臣ノ大義華夷ノ辨ヲ明カニシテ孝悌忠信ヲ修ム  
死生大悟ノ數節十七八ノ死ガ惜シケレバ三十ノ死モ惜イ八九十百ニナリテモコレテ足リタトイフコトナ

シ草虫水虫ノ如ク數日ノ命ノモノモアリ是ヲ以テ短シトセズ天地ノ悠久ニ比セバ松柏モ一時ノ蠅ナリ何年程生タラバ氣ガスムコトカ先キノ目途デモアルコ

留題 村塾 壁ニ

寶祚隆ニ天壤ト 千秋同ニ其ノ貫ト  
今我岸獄ニ投セラレ 諸友半ハ及レ難ニ  
東林ハ振ハシ季ノ明ト 大學持テ衰ニ漢ト

トカ浦島武内モ今ハ死人ナリ人間僅カ五十年人生七十古來稀ナリ何カ腹ノイエル様ナ事ヲヤツテ死ナネバ成佛ハデキヌゾ  
何如今世ノ運 大道屬ニル糜爛ニ  
世事不レレドモ可カラ言フ 此ノ舉旋テ可レ觀ル  
松下 雖ニ陋ニ村ナリト 誓テ爲ニ神國ノ幹ト

第五 訣別

安政六年(三十歲) 先生獄中ニアリテ正義ヲ唱ヘ奮勵畫策勉メテ己マズ幕府藩ニ命ジテ江戸ニ拘致セシ

奉別 家人 一人  
平素趨庭違訓誨  
耳存文政十年ノ詔  
少小ニシテ尊攘志早ク決ス  
溫清剩得留兄弟ヲ

此行獨識懣ニル君ヲ  
口ニハ熟ス秋一ノ首ノ文  
蒼皇輿馬情安ソ紛タル  
直ニ向テ東天一掃ニ怪雲ヲ

志

鳴かすては誰かしらなん廓公  
五月雨暗くふりつゞく夜は  
歸らじと思ひ定めし旅なれば一入ぬる涙松かな

かけまくも君の國こそ安ければ  
身を捨つるこそ賤がほいなれ  
五月雨のくもりに身をば埋むとも  
君の御ひかり月と晴れてよ

第六 江戸ノ獄

安政六年六月二十五日江戸ニ着シ七月九日奉行ノ訊問ヲ受ケテ獄ニ下サル老中間部詮勝要撃ノ事ニ因リテナリ。其ノ後出庭四回ニシテ十月二十七日幕吏ノタメニ死刑ニ處セラレタリ先生死ニ臨ミ認メラレシ留魂録中ニ

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも留置まし

大和魂

又一白綿布ヲ求メ孟子至誠而不動者未之有也ノ一句ヲ書シ手巾へ縫付携テ江戸ニ來リ是ヲ評詮所ニ留メ置キシモ吾志ヲ表スル也去年來ノ事恐多クモ天朝幕府ノ間誠意相孚セザル所アリ天苟モ吾ガ區々ノ悃誠ヲ諒シ給ハバ幕吏必吾説ヲ是トセント志ヲ立タレドモ蚊蟲負山ノ喻終ニ事ヲナスコト不能今日ニ至ル亦吾徳ノ菲薄ナルニヨレバ今將誰ヲカ尤メ且怨ンヤ

かきつけ終りて後

心なることの種々かき置きぬ

思ひ残せることなかりけり

十月二十六日黄昏

第七 最期ノ手簡

平生の學問淺薄ニシテ至誠天地ヲ感格する事出來不レ申非常の變ニ立至リ申候嘸々御愁傷も可レ被レ遊拜察仕候

親思ふ心にまさる親心

今日の音づれ何とさくらん

乍レ去年十一月六日差上置候書得と御覽被遊候はば左まで御愁傷ニも及不レ申と奉存候尙又當五月出立の節心事一々申上置候事ニ付今更何も思殘候事無御座候此度漢文にて相認め候語ニ諸友ニ書も御轉覽可レ被レ遊候幕府正義は丸に御取用無レ之夷狄は縦横自在ニ御府内を致跋扈候得共神國未ダ地ニ墜不レ申上ニ

聖天子アリ下ニ忠魂義魂充々致居候へば天下の事も餘り御力御落無レ之様奉レ願候隨分御氣分御大切ニ被レ遊御長壽を御保可レ被レ成候以上

十月廿日認置

寅二郎

百拜

家大人膝下

玉丈人膝下

家大兄座下

両北堂様隨分御氣体御厭專一に奉レ存候私被レ誅候共首までも葬吳候人あれば未だ天下の人ニは棄ラレ不申と御一笑奉レ願候兒玉小田村久坂の三妹へ五月ニ申置候事忘レヌ様御申聞奉頼候吳々も人を哀ンヨリハ自ラ勤ムルヲ肝要ニ御座候〇私首ハ江戸ニ葬リ家祭ニハ私平生用候硯と去年十一月六日呈上仕候書トヲ神主ト被レ成候様奉頼候硯ハ己酉ノ七月カ赤馬關廻浦ノ節買得せしなり十年餘著述ヲ助ケタル功臣ナリ

松陰二十一回猛士トノミ御記し奉願候

第八 死後並ニ言行ノ一斑

先生死スルヤ尾寺新之允飯田正伯木戸孝允伊藤博文屍ヲ收メテ小塚原回向院内ニ葬ル  
後文久三年正月久坂義助高杉晋作伊藤博文品川彌二郎等之ヲ荏原郡若林村ニ移セリ

明治十五年十一月墓畔ニ松陰神社ヲ建ツ事聞エ思召ヲ以テ金ヲ賜フ十二月先生ノ自賛肖像留魂録山河襟帶詩幅等天覽ニ達ス明治二十二年二月十日特旨ヲ以テ正四位ヲ贈ラル明治十年十月三日松下村塾ノ域内

ニ松陰神社ヲ創建セラル

先生言行一斑

- (一) 先生曰ク假令經説ヲ信ズトモ我國體ヲ忘ルベカラズ
- (二) 又曰ク博ク學ビテ偏セサルコソ學者ノ本領ナレ
- (三) 又曰ク經史子集皆武教全書ノ註脚ナリ
- (四) 又曰ク地ヲ離レテ人ナク人ヲ離レテ事ナシ人事ヲ究メント欲セバ先ヅ地理ヲ見ヨ
- (五) 又曰ク郊野出遊力ヲ養ヒ氣ヲ振ヒ又地理ヲ知り民俗ニ通ズ亦學問ノ一益ナリ
- (六) 又曰ク凡ソ學問ハ一ニ專ニシテ精通センコトヲ要ス杜預ガ左傳司馬光ガ資治通鑑本居宣長ノ古事記ニ於ケル皆畢生ノ心力ヲココニ盡セリ假令他ノ書ヲ讀ムトモ皆ソノ目的タル書ノ爲ニスルナリ

榎崎鐵香氏作品帝展入選

萩町東田町出身榎崎東陽氏長男鐵香氏は「梅花」と題する力作を帝展に出品し入選の榮を得たり同氏は年

齡漸く三十二、數回入選したることあり將來を嚮望せらる

### ◎感謝

◎東京市公爵山縣有道殿は亡父三回忌として本町費の内へ金三百圓を寄附せられたるに依り十月二十四日の町會に於て之を受理することを議決せり其の厚意を感謝す

◎本町石川孫介殿より町立工業傳習所傘骨教師備入費として金貳百拾圓を寄附せられたるに依り十月二十四日の町會に於て之を受理することを議決せり其の厚意を感謝す

◎本町長谷川源次郎殿は堀内區内道路敷地として畑地貳歩

本町岡田英子殿は南古萩區内道路敷地として宅地五合

本町山根ヨシ子殿は南古萩區内道路敷地として宅地五合

本町大田善一殿は南古萩區内道路敷地として宅地

五合

本町恩村新太殿は南古萩區内道路敷地として宅地五合  
を各寄附せられたるに依り十月二十四日の町會に於て之を受理することを議決せり其の厚意を感謝す

◎本町柴田武一殿は川島區内道路敷地として畑地壹坪

本町岡吉郎殿は川島區内道路敷地として畑地壹坪右何れも寄附せられたるに依り十月二十四日の町會に於て之を受理することを議決せり其の厚意を感謝す

◎本町村木芳一殿は兩傘五本を萩町役場へ寄贈せらる其の厚意を感謝す

◎南滿州鐵道株式會社より井關十二郎氏講演「商店の合理的經營法」第一集より第四集迄を寄贈せらる其の厚意を感謝す

◎滿州輸入組合聯合會より會報一部を寄贈せらる其の厚意を感謝す

### ◎萩町農事組合

萩町農會指導の下に昭和四年一月より八月迄の間に設立せる農事組合は其の數十四箇組合に達し各組合に於ては夫々共同して害虫驅除又は共同蔬菜の出荷を爲す等何れも生産的事業の爲着々實行の域に進みつゝあり就中上野農事組合の如きは本年の指導並に採種圃の實況に鑑み同組合主催の稻立毛品評會を開催せる等視るべきものあり其の狀況左の如し

一、出品點數 四十四點

一、審査施行期日 十月三日

一、審査員

萩町農會技手 森田久松

萩町農會囑託技手 溝部勝利

組合員中篤農家 三名

一、褒賞授與式

十月十四日午前九時椿東字上野荒神社に於て開催  
本會より會長林勇輔副會長福田一良の外萩町勸業課長平川書記列席褒賞授與式に次ぎ農會長の訓示副會長の祝辭ありて正午閉會せり

上野農事組合第一回稻作立毛品評會入賞者

一等 山本長槌 中村清二郎 伊藤吉明

二等 佐伯孫槌 岡本音三郎 神崎兼藏 森田龜吉

村上七藏 塩屋 正

三等 日隈八十槌 中村勇吉 鈴屋喜一 久保川八

十衛 溝部新槌 三戸作之進 塩屋帳次郎

作間政義 尾川舛一 阿武久三郎

### ◎十月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

一日 午后四時半より樓上に於て中村書記の送別

茶話會開催

林町長岡収入役は大田、田中(專)山本三議員

と共に田中男爵葬儀會葬の爲出發上京

二日 皇太神宮遷宮式年祭に就き廳員一同樓上に

集合遙拜式舉行

三日 午前十時より阿武郡町村長集會開催

四 日午後三時より庶務、兵事、學務、社會の各課

集合閑院宮殿下奉迎送の打合會を行ふ

- 林町長岡收入役、田中大田山本三議員と共に上京中の處歸萩
- 五日 椿東小學校運動會、並に敬老會開催に付金子助役臨席
- 六日 縣社春日神社例祭に付林町長參向  
南園御殿に於て第八十三回懷恩會開催
- 八日 椿西小學校運動會並敬老會開催に付秋田學務課長臨席
- 九日 午後一時半より樓上に於て閑院宮殿下奉迎送に関する打合會開催
- 十日 越ヶ濱小學校運動會開催に付秋田課長臨席
- 十一日 白山神社例祭に付、岡收入役代參  
午後一時より樓上に於て故田中男爵葬儀打合會開催
- 十二日 古市黃波戸間鐵道開通式へ町長代理として岡田課長參列
- 十四日 縣社椿八幡宮例祭に付金子助役參向  
田中男爵葬儀に関する協議會開催
- 十五日 縣社志都岐山神社例祭に付金子助役參向
- 十六日 午後四時より樓上に於て閑院宮殿下奉迎送打合會開催引續き田中男爵葬儀に関する打合會開催  
三見八幡宮例祭に付多田課長代參
- 十七日 萩中學校三十年記念式舉行に付林町長金子助役列席
- 十八日 閑院宮殿下奉迎の爲林町長大津郡向津具村に出張
- 阿武郡町村長集會を樓上に開催
- 二十二日 明倫小學校に於て第十四回敬老會開催に付金子助役臨席
- 二十五日 多越神社例祭に付阿武課長代參
- 二十六日 玉江神社例祭に付中島技手代參  
林町長家事事務の爲郷里熊毛郡島田町に歸省
- 三十一日 防長木炭同業組合代議員選舉を樓上に於て行ふ

● 昨年の今月今日

一日 株式會社長周銀行萩支店をして萩町金庫事

- 務の取扱を爲さしむ
- 二日 人丸神社例祭に付金子主事町長代理として參向
- 五日 遞信大臣久原房之助氏二男太亮氏死去の報に接し弔電を發す
- 六日 縣社春日神社例祭に付林町長參向  
久原遞相令息告別式に參列の爲金子主事町長の代理として上神
- 七日 日本赤十字社萩町分區總會を明倫小學校講堂に於て開催
- 八日 愛國婦人會萩町分區總會を前同所に於て開催  
安達民政黨總務來萩史蹟見學の上即日下關市へ向け出發
- 九日 萩町産業調査委員會開催  
御大典記念事業選定委員會開催
- 十一日 町公會堂に於て區長集會開催  
白山神社例祭に付石井收入役參向  
百十銀行と萩町二銀行の合併に關し波田、中谷兩町議は田中、山中商工會理事と共に下關
- 市へ出向齋藤頭取と協議を遂げ即日歸萩
- 十三日 土原官祭招魂社例祭に付阿武課長代參
- 十四日 縣社椿八幡宮例祭に付林町長參向
- 十五日 縣社志都岐山神社例祭に付林町長參向  
現役兵證書及補充兵證書交付式施行  
御眞影を奉戴
- 十六日 萩商業學校並各小學校共 天皇皇后兩陛下三見八幡宮例祭に付岩崎書記代參
- 十八日 萩税關支署落成式並萩開港祝賀會を町公會堂に於て開催  
本郡町村長集會を町衙に於て開催
- 二十日 萩町在郷軍人分會御大禮奉祝に付打合會開催
- 二十二日 木間若宮神社例祭に付秋田課長代參
- 二十三日 全町會議員協議會開催、午後一時より町會開催  
北海道移民獎勵活動寫眞會を喜樂館に開催  
午後七時より町公會堂に於て松村介石氏の講演會開催
- 二十五日 多越神社例祭に付岡田課長代參

萩町各青年團各處女會の御大禮奉祝に關する  
協議會開催

二十六日 臨時山口縣町村長大會を美禰郡大田町に  
開催に付金子主事町長代理として出席

玉江神社例祭に付藤本書記代參

二十九日 御大禮奉祝行進歌選定の爲各學校關係者  
の協議會開催

三十一日 中等學校並青年團、在郷軍人分會の代表  
者を會し御大禮奉祝提灯行列に關する協議會  
開催

### ◎ 販賣上手 (二)

すべて研究が必要

昨年販賣心理の講習の時に吾々人間が物品を買ふ時に何う云ふ風に心が變化するかと云ふ事に就て七つの心の過程として一々お話ししたやうに、心理學上から又販賣の方から能く研究してゐないと此のリーグ戦に打勝つ事は出来ないと思ひます然うすれば仕入法の改善、材料の撰擇、ストックの統制改善等

も必要であるが、その主なる選手を勤める販賣員諸君がこゝで販賣と云ふ事に就て大に研究なさる必要があるのであります。

ベースボールの選手は、例へば天才と云はれる程の名投手でも、そのライフは非常に短かい。もう年齢の三十にもなれば黙目になつて仕舞ふが、販賣の選手になれば一生を通じてその生命を終ることはない。獨立しても販賣の選手なれば必ずいゝ成績を擧げ得られる、店員生活をして居れば店に於ては貴重なる寶となり益々益々厚く待遇せらるる事は云ふ迄もないのであります。

日本の營業界は未だ過度時代だから種々のものを取容れてゐるが未だ咀嚼せられないものが多い

其中で最も必要なものは何であるかと云へば販賣上手と云ふ事である。販賣上手であつたならば大手を振つて何處へでも行ける。販賣上手に就職難、生活難はない、販賣上手であれば東京でも大阪でも何處でも禮を厚くして迎へて呉れるのであります。他の事は無茶苦茶に片跛に進歩して居るが、この販賣と云ふ事に就ては依然として研究せられず未だ専門

家が出ないのであります。

この點に就て諸君が従事して居られる日々の販賣の上になん少く御注意をなさつたならば、又研究なされたならばこれ程趣味のあるものはありません。

如何にすれば販賣上手になるか

昨年の講習會で申しました通り販賣と云ふ事を心理學的に、科學的に相當研究は進んでおるのであります。が今晚は堅苦しい理窟を抜きにして何う云ふ風にすれば販賣がうまくゆくかといふ事について、私は大連に度々参りますので大連の店舗の大體の事は承知しておりますから夫れを參考として：暑くならぬ様な：肩のこらぬやうな事を申し上げたい。

昨年申上げた販賣心理は一部に過ぎないのであつて販賣心理學の全部に亘ることは出来なかつたが、先づ第一に這う云ふ事を考へなければなりません。

第一、販賣せんとするには顧客を惹付けなければならぬ。

第二、賣らうと思ふ品物に顧客を觸れしめなければならぬ。

そうするには一番手つ取り早く何う云ふ事をしな

ければならぬかと云ふ事になります。一體人間と云ふ者は何う云ふ事に一番引張られるかこの力を見出す事でありませぬ。換言すれば吾々は何う云ふ事に一番引張られるかと云ふ事でありませぬ。一萬なり二萬なりのお客を浪速町に引張るには何んな力を用ゆるか、警察の命令で浪速町に行くと昆棒を以て脅す事は出来ない。何う云ふ力を利用すれば一番多く引張り得るか云ふ事は、これ獨り販賣のみならず、一體吾々人間が引付けられる一番強い力は何であるかと云ふ事である。

心理學上から見た人を引く力

丁度今から十二年前米國心理學會(獨逸のヴァントと並稱せられた米國の心理學者ゼームス氏を會長とせるもの)の會議の後で相談的に「一體人間はどうか云ふ力に一番引かれるか」と云ふ事に就ていろいろ權威ある心理學者達が集つて、サア六かしい問題だ無論心理學の範圍の問題であるが、サア何であろうと云つて種々研究した結果、一つの一致した力を見出し得たのであります。而して見出し得たのは極めて平凡なる力である又何人も知り抜いて居る力を見

出したのである。夫れは何であるかと言へば

第一、利益を興へる力

第二、快感を興へる力

この二つであつた、要するに何んな力でも吾々人間と云ふものはこの二つの力ほど引張るものはないと云ふ事に學者の意見が一致したのであります。

成程、そう考へれば吾々は利益を知つてゐる又快感即ち氣持のいゝ感じのいゝ事も知つてゐる、吾々が好んで公園を散歩するのは快感と云ふものに引張られるのである。其他凡てのものを見ても例へば政黨を見ても時の内閣をとつてゐると入黨者も増へて来るし、案内状を出しても直に集つて来るが、これと反對に一旦政權を失つて野に下れば中々そうはゆかない、何故かなれば政權にありついでゐる政黨ならば何かに都合がよい。そこに利益がある。何かうまい事があるだろうと云ふ考へから、つまり利益に引かれるのであります。又何かの集會にしても、組合にしても會費を納めていつ行つても何にもならぬ、つまり利益のない會や組合は必ずだん／＼と衰へて行くにきまつてゐる、しまゝには會費も納めない

上手になる根本を成すのであります。

賣出をするにしても何をしても顧客があつた店に行けば快感を得るとか或は物質上の利益を得ると云ふ事ではなければ中々引かれて来ないのであります。早い話があつた店は投賣をやつてゐる自分が行つて見たが非常に廉いと云ふ事になれば店頭山を成すやうにお客が集まつて来るが、これがいゝ加減な一割引とか一割五分引とかの利益ではお客さんは集まつて来ない。今の様に利益が多くなればなるほどお客は澤山集つて来るのであります。

そうすると如何にして多くの利益を興へるか云ふ事に付いては、大部分は店主のやり方であつて、如何にしてお客によりよき快感を興へる事が出来るか、何うすれば氣持のいゝ感じをお客に興へる事が出来るかと云ふ事は主として店員諸君の責任であり職分であるのであります。勿論之に就ては或程度迄は店舗の改善も必要であらうし陳列も或程度迄必要であらうが然しながら大部分は店員諸君の態度なり言語なりが元となるのであります。

店員は皆その店の全權大使

者が出来て来るのであります。會費を納めるに就ては何かうまい事を聞くとか、うまい取引が出来るとかでないければならぬ、つまり何かそこに利益になるやうな事があれば人は勇んで集つて来るのであります。

販賣上手の根本要素

吾々の爲す凡ての事は利益が無ければならぬ。何かの利益と而して快感を得ると云ふ事が人間を引ばる力の一番大きいものである。勿論利益と申しても單に金錢のみではありません。利益には直接の利益間接の利益がある。物質上の利益もあれば精神上の利益もある。或は眼前の利益もあれば永遠の利益もあります。よくこの飲酒家が禁酒をするがこれは現在の利益でもなければ愉快でもない、寧ろ非常の苦痛である、然しながらこれがため將來健康になり或程度まで侵されてゐた病氣が癒ると云ふこの利益、この快感のためあゝいふ克己心が起るのであつて、決して利益と云ふものと無關係ではありません。兎に角利益を得ると云ふ事と、快感を得ると云ふ事が一番大きな二つの力であります。而してこれが販賣

そうしてみると店主諸君も、店員諸君も從來の店員と云ふ觀念を改め、販賣に對する觀念、資本に對する觀念を根本から改めなければならぬのであります。店員と云ふ言葉に對して店員諸君は卑下する必要は少しもないのである。店員諸君はその店にとつてお客に對する全權大使であつて、一時も缺ぐ可からざる重要な店の機關であるとの信念を持つてゐる店員でありたいのであります。英國の有名なジョー・コブラットが言つた如く「正を踏んで怖るゝなかれ」であつて、正しい事は怖るゝ事はないのであります。

諸君が種々御研究なさる事は必ず自分の將來に還つて来ますからこの點よく御承知になつてゐる／＼販賣に就ての御研究を願ひます。又親切と熱心と骨身惜しみますと云ふ事は矢張り販賣の根本なりと云ふ事は昨年申しましたから今晚は申しませぬが、店は品物を賣るところと考へないで店舗は品物を見せる所、いつでも見せるどころと云ふ觀念を持つたらば、いくらお客が買はずに歸つても決して悪い氣持を興へるやうな事はない筈であります。この店は

見せるどころと云ふ觀念に就ては之れも昨年申しましたから畧します。

又御當地にはありませんが店舗をまるで警察署か寺の佛壇のやうに恐ろしい嚴かにした向があります。之は小賣店とは全然反對のやり方ですから這う云ふやり方は捨てなければならぬ事も申しました。

### 第一印象が肝腎

夫れから第一印象と最後の印象をよくしなければなりません。買物に来る客はいゝ買物をする人程高い熱度を持つて来るものです。殊に御婦人に於て一層甚しく百度の熱を持つておりますが一寸店内に入つて店員の態度なり言葉なりで、一寸したはずみから折角の熱も六十度位に冷めてしまつて結局賣るべきものも賣れなくなる云ふ實例はまゝあります。からお客さんの印象をよくしなければなりません。これをよくすればものはすらくと運ぶものがあります。初めの印象が悪いとお客にこだわりが出来るて不可ない。この事も昨年申しました。而して出る時の印象が悪ければ第一印象はよくつても、買物には満足しても、そのお客は再びその店に還つて來

ずよく出來ておりまして何んな店でも店員は一通り讀むのであります。この習慣は非常によいと思ひます。店員は毎朝一度は必ず手帖を出して格言を讀むのであります。その格言を一々申上げておつては實際がありませぬから其の中で二、三の格言を何の店と云ふ事なく面白いと思ふものを御参考にお話ししてみたいと思ひます。

これは永い間の販賣の經驗から出來た格言でありますからその中の一つを尊守しても餘程の効果がありません。又決して六かしいものでもなく自覺してやりさへすれば何人にも出來得ることでもあります。

### 販賣格言の實例

大低の店の販賣手帖にも第一に

品を賣るより親切を守れ  
とあります。寔に名言であります。單に品物ばかり賣らうと焦るから其時は賣れても二度とお客は買ひに來ない。二度以上引受けなければリセール Resell の意味を爲さないから品を賣るより親切さへよく賣つて居つたならば二度以上お客を引受けることが出来るから、商品も競争しない、値段も競争しないで

ないのであります。之に就て面白い實例を擧げて申しましたからこれも畧しますが、この根本の事を是非忘れないで始終頭に容れておいて頂きたいのであります。

### 販賣手帳をもて

そこで今晚お話し申したいのは、嘗て私が非常に感心した販賣手帖に就てであります。之れは日本のデパートでも創めて居るところもあるやうですが、一番發達してゐるのは矢張亞米利加であります。何んな店へ行つても軍隊手帖と同じやうに販賣手帖が出來ております。米國では店に立つものは販賣員でこれは日本と同じ意味で賣場に立つ者は總て事務を執らないセールスマンであります。

之れにはいろ／＼の試験がありますがそんな事を委しくお話しする時間がありませんから略しますが、この販賣手帖には販賣員として心得べきこと守るべきことが印刷してあります。これは販賣格言でも言ひませうか、多いので五六十、少いので十箇條位書いてあります。私は留學當時から集めておりましたが震災で焼いてしまつて又集め始めましたがな

何で打勝つかと言へば平常からこの親切を賣つて居るからそれだけで防禦力が出來るのであると云ふ意味を一言にちゝめた格言で寔に意味深長であります。

### 今日拾錢の客は明日百圓の客

これは當然の事で奇抜でも何んでもないが、事實行はれてゐない。それだけ行はれてゐる店員諸君の店には非常な光明が見えて來るのであります。之れは人間の共通性でも申しますか何うも少額の買物をする客と多額の買物をする客とは何うしても區別されるやうです。例へば私が五錢の買物をする隣に二、三百圓の買物をするお客があつたとしたならば客の僻目か知りませんが必ず待遇が一致して居ない。つい少額のお客はおろそかになり易いのであります。然し今日は十錢の買物をしてもらつた買物しか必要がないかも知れぬので明日はどうか、よしそのお客が貧乏でそれだけの買物しか出來ないにしても半月、一箇月、一年の後は非常な金持にならぬとも限らない。又今日は十錢の買物しか必要がなくとも明日は何んな必要な買物がないとも限らぬそれで待遇さへよくして置けば今日は十錢のお客で

も後日何百圓の買物をしないとも限らない何處までも平等に扱はなければならぬ。内地あたりではこの點に就いて餘程目覺めて來てゐます。亞米利加の進んだ店に行くとい層平等に扱つてゐます。決して少額の客をおろそかにしない。

世界的に有名なワナメーカーは「店は愉快な場所であらねばならぬ畏であつてはならぬ」と言ふ事を標語としております。彼は六十三年前資金十圓足らずの古着屋から起つて今日では世界一のデパートメントとなつたが最初からの自覺を持つて居りました彼は「店に這入つて來る小さい買物の客に不快の印象を與へてはならぬ。畏であつてはならぬ」と戒めてをります。ワナメーカーは日本の濫澤さんと懇意にして居るが先年來遊して日本の商店を見て「物質的には詰構である。だん／＼亞米利加と同じやうになりませう、然し日本の商店は畏にかゝつてゐる」と言つて如何に商品を澤山陳列したところがお客は這入らないと言つて居つたが、この點は日本人の大きいに考へなければならぬと思ひます。昨年も申しました様に世界各國の辭書になく日本のみにあ

る「素見」と云ふ言葉は、店は賣る所といふ觀念に囚はれて居るから出る言葉でありまして、斯かる觀念はお客さんに何か賣り付けねば氣が濟まないといふ様な態度があるから發展しないのは當然であります。店は見ても貰ふだけで愉快な設備がありません。吾々はこの暑い大連に來て買物をする上に於て設備の不備である事をつく／＼感ずる。店内に這入ると非常に暑い尤も中にはいゝ店もあるが概して買物をするのに苦痛でありますがいよ／＼リーグ戦でも始まつたならば、一方に涼しい設備のいゝ店があるならば誰しもその店に吸集されてしまふ。何人もいよ／＼セツパ詰つて生命に關する事でもない限り苦痛を忍んでまで設備の悪い店には這入らないのであります。近くリーグ戦でも始まつたら急速の進歩をするであらうと夫れを楽しみにしてゐますが、店が精神的に、心理的に、設備的に不愉快な所であつたらば決して多くのお客を引き得る所以ではありません。

(以下次號)

◎納税のすゝめ

本月の税金は國税畑租、雑地租第二期分、營業收益税第二期分、同附加縣稅、同附加町稅、資本金子税第二期分、縣稅營業稅、同附加町稅、同雜種稅、同附加町稅の十種にして其の納期は月末であります尙ほ左の通出張徴收を致しますから御利用下さい

- 十一月二十八日 木 間 小 學 校
- 山 田 信 用 組 合
- 玉 江 浦 說 教 所
- 椿 信 用 組 合
- 椿 東 記 念 館
- 二十九日 積善信用組合雁島支部
- 鶴 江 公 會 堂
- 小 畑 浦 公 會 堂
- 越 ヶ 濱 中 善 寺

昭和四年十一月

萩町 稅務課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の専屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に嘱託技術員として普通農事一人を置いております是等の人は達は今机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さいればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む

萩町 勸業課

尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約業書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すことゝ致しておりますから右様御承知置きを願ひます

公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆  
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢  
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが  
爲毎月一回此の月報を發行することゝしたの  
であります又毎號共區長役場の方から皆さん  
のお宅へ回覽の取扱ひをされますから其の際  
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお  
隣りへ御廻しを願ひます  
尙ほ印刷實費一ケ年分金貳圓拾六錢を御納め  
になれば別に此の月報をお配りすることゝし  
ておりますから其の旨を萩町役場又は區長役  
場まで御申出で下さいませ

萩町庶務課

昭和四年十一月十三日印刷  
昭和四年十一月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者 荒瀬 徳 治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所